

沖縄県公文書館年報

第 22 号

平成 31 年度

沖縄県公文書館

令和 2 年 6 月

目 次

第1 概要

1 運営	1
2 予算	1
3 利用状況	1

第2 事業報告

1 収集・整理事業	2
1.1 収集・整理状況	2
1.2 収集	3
1.3 評価選別	4
1.4 整理	5
2 保存事業	6
2.1 修復・保存処置	6
2.2 保存対策	6
2.3 代替化	7
2.4 予防対策	7
3 閲覧事業	7
3.1 閲覧・複写申請等	7
3.2 館外貸出・出版物等掲載	7
3.3 レファレンスサービス	7
4 普及広報事業	8
4.1 展示会	8
4.2 講演会・講座・映写会	8
4.3 視察・見学	9
4.4 ホームページ	9
4.5 出版	10
4.6 学校教育連携	10
5 調査・研究事業	11
5.1 『沖縄県公文書館研究紀要』第22号	11
5.2 研修・研究会等への参加	11
6 施設管理事業	12
6.1 施設設備管理	12
6.2 保安警備管理	14
6.3 施設衛生管理	14
7 機能強化事業	15
8 沖縄振興特別交付金事業	16
8.1 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業	16
8.2 在米沖縄関係資料収集公開事業	16

資料1 沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書及び仕様書

附録: 沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書及び仕様書の一部変更

資料2 沖縄県公文書館に係る指定管理者制度運用委員会委員名簿

資料3 シリーズ別評価選別結果

資料4 視察・見学者の内訳

第1 概要

1 運営

当館に関する事務は沖縄県総務部総務私学課が所掌しています。当館の管理運營業務は、指定管理者である公益財団法人沖縄県文化振興会が、「沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書及び仕様書」(資料 1) に基づき行っています。(館外貸出の許可、寄託文書の受入、行政財産使用許可等の業務を除く。)
「沖縄県公文書館に係る指定管理者制度運用委員会」が、指定管理者業務実績を評価しています。(資料 2 委員名簿)

2 予算

当館の管理運営や各種事業は、下記の事業費により行われました。

	当初予算額	決算額
(1) 公文書館維持管理費*1	19,890,000	16,981,631
(2) 公文書館指定管理費*2	239,712,000	242,640,387
(3) 機能強化事業費*3	—	5,109,222
(4) 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業*4	216,437,000	216,150,000
(5) 在米沖縄関係資料収集公開事業*5	27,756,000	26,716,250
合計	503,795,000	507,597,490

*1 沖縄県が公文書館の建物及び付帯設備を維持管理するための経費

*2 指定管理者が公文書館を管理運営するための指定管理料

*3 指定管理者が前年度指定管理料の前年度剰余金を活用し自主的に実施する事業費

*4 沖縄県が沖縄振興特別交付金を活用し琉球政府文書をデジタル化し、公開する事業費

*5 沖縄県が沖縄振興特別交付金を活用し在米沖縄関係資料を収集し公開する事業費

3 利用状況

(1) 入館者数

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前年度比較
入館者数(人)	14,022	15,601	12,022	-3,579
開館日数(日)	296	299	288	-11
入館者数の1日平均(人)*四捨五入	47	52	42	-10

(2) 入館者の利用内容

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前年度比較
閲覧室入室者(人)	4,708	5,076	4,132	-944
展示室入室者(人)	9,314	10,525	7,890	-2,635
視察見学(人)	600	980	389	-591
館内普及行事(人)	483	344	404	60

※展示室入室者は、機械がセンサーで自動的にカウントし、その他は、職員が目視でカウントしています。

(3) その他利用サービスの利用者数

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前年度比較
ホームページ(アクセス数)	76,799	114,918	144,384	29,466
レファレンス[TEL等](人)	3,529	3,552	3,264	-288
館外普及行事[移動展等](人)	384	818	390	-428

第2 事業報告

1 収集・整理事業

1.1 収集・整理状況

(令和2年3月31日現在)

資料群名		単位	資料収集数		資料登録数(*1)	
			平成31年度	累計	平成31年度	累計
琉球政府文書		簿冊	0	160,692	0	160,692
		箱	0	970	0	215
沖縄県文書		箱	2,093	48,461(*2)	2,054(3,459)	12,519(37,867)
行政刊行物		件	751	74,817	1,029	66,111
USCAR 文書	マイクロフィルム(*3)	コマ	0	3,484,973	0	3,506,595
	映像フィルム	巻	0	100	0	100
沖縄占領関係写真(空中写真含む)		件	1,801	26,789	320	25,134
英文資料	マイクロフィッシュ	枚	0	5,271	0	11,232
	マイクロフィルム	リール	0	707	0	707
	文書	件	0	15,352	0	17,280
	映像フィルム(*4)	巻	228	377	0	668
中琉関係 档案史料(*5)		点	0	346	0	346
地域資料	文書・刊行物	点	100	83,799	207	33,970
沖縄関係映像資料		巻	0	1,782	0	1,929
沖縄関係音声資料		巻	0	3,180	0	1,448

(*1) 資料登録数とは、資料の目録がデータベース化され、検索可能な整理を完了した資料の数です。収集後の整理の段階で分冊する場合があります、統計上「資料収集数」よりも多くなる場合があります。

また、沖縄県文書資料登録数の()内の単位は簿冊です。

(*2) 評価選別後廃棄した箱数は除いています。

(*3) 国立国会図書館との提携により行った USCAR 文書の収集は、平成15年度に終了しました。また、収集は保存用、保全用(バックアップ用)、閲覧用の3セットずつ行っており、ここに掲げた統計の値は1セット分です。

(*4) オリジナルのみの数で、閲覧用ビデオテープなどの複製物は含まれていません。

(*5) 当館の档案史料は、開館記念特別展、開館5周年記念特別展及び日本復帰30周年記念特別展の際に作成したレプリカ299点、マイクロ32点、その他15点あります。

1. 2 収集

(1) 沖縄県文書

沖縄県文書の受入にはいくつかの態様があります。本庁知事部局の場合、文書主管課である総務私学課の管理する文書保存管理室において保存期間を満了した後、廃棄決定されて公文書館へ引渡されます。執務室で保存期間を満了した文書は、総務私学課と所管課の協議を経た後、公文書館への引渡を受けています。出先機関についても総務私学課と所属長の協議を経た後、公文書館へ引渡されます。

知事部局以外の各種行政委員会や公営企業の文書は、それぞれの機関との個別の調整によって引渡されます。

受入日	受入先名	箱数
平成 31 年 4 月 3 日	総務部総務私学課	1
令和元年 7 月 27 日	総務部総務私学課	1,711
令和元年 8 月 1 日	県立図書館	13
令和元年 9 月 19 日	子ども生活福祉部 身体障害者更生相談所	15
令和元年 10 月 9 日	保健医療部 八重山保健所	6
令和元年 11 月 5 日	総務部総務私学課	3
令和元年 11 月 6 日	教育庁総務課	41
令和元年 11 月 20 日	総務部総務私学課	11
令和元年 11 月 29 日	教育庁生涯学習振興課	15
令和元年 12 月 3 日	農林水産部農政経済課	60
令和元年 12 月 5 日	土木建築部道路街路課	4
令和 2 年 1 月 17 日	監査委員事務局	32
令和 2 年 2 月 21 日	保健医療部中央食肉衛生検査所	34
令和 2 年 3 月 13 日	企画部土地対策課	113
令和 2 年 3 月 18 日	子ども生活福祉部 保護・援護課	34
計		2,093※

※上記の引渡文書および移管文書等を当館の資料検索システム(ARCHAS)の引渡文書目録に登載しました。これまでに当館へ引渡された沖縄県文書とともに、インターネットで検索できます。

沖縄県公文書館トップページ→資料検索→引渡文書目録:

http://www2.archives.pref.okinawa.jp/opa/OPA_HWBS.aspx

(2) 行政刊行物

課名	件数
行政情報センター	540
県各機関	211
計	751

(3) 沖縄関係資料

受入日	内容(受入元・寄贈者)	点数
令和元年 5 月 31 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	沖縄関係刊行物[沖縄県発行のものを除く] (総務部総務私学課行政情報センター)	11
令和元年 7 月 10 日	オーティス・W・ベル資料(ロバート・エルドリッジ)	12
令和元年 7 月 10 日	コザ暴動関係資料(山内勝規)	4
令和元年 7 月 22 日	米本土の米軍基地内の基地従業員雇用対策調査資料 他(仲村千恵子)	6
令和元年 10 月 18 日	復帰前の県出身ハワイ留学生学生有志一同から外務省 外務大臣福田赳夫あての請願書 他(喜屋武幸清)	4
令和元年 11 月 12 日	沖縄関係音声資料:琉球音楽レコード(富川英子)(*1)	81
令和元年 12 月 17 日	沖縄国際海洋博覧会 三菱海洋未来館 展示内装工事 竣工図面 他(高柳雅仁)	3
令和 2 年 1 月 20 日	私学教育振興会 創立 50 周年記念誌 (安室肇(一般財団法人沖縄県私学教育振興会元理事 長))	1
令和 2 年 2 月 27 日	松岡政保元琉球政府行政主席資料(*1) (松岡実、啓、みどり、愛子)	1,023
令和 2 年 3 月 26 日	沖縄関係刊行物[沖縄県発行のものを除く] (沖縄県議会図書室)	51
令和 2 年 3 月 31 日	在沖米軍基地の環境汚染関係資料等 (ジョン・ミッチェル)	8
令和 2 年 3 月 31 日	米国国立公文書館所蔵沖縄関係写真及び USCAR 動 画フィルム (((公財)沖縄県文化振興会理事長 又吉民人)	2,027
計		3,231

(*1) 過年度に寄託で受け入れた資料であり、平成 31 年度に寄託者から寄贈申込みがあり受贈した資料。資料収集数に既に計上済みのため、本年報の「第1 概要」「第2 事業報告」「1 収集・整理事業」の「平成 31 年度資料収集数」には計上していません。

1.3 評価選別

沖縄県文書5,491箱を評価選別しました。その内訳は、保存2,827箱、一部保存562箱、廃棄2,102箱です。

※明細は、「資料3 シリーズ別評価選別結果」を参照

1.4 整理

評価選別により保存が決定した公文書等に記録された内容をもとに体系化した目録データベースを整備し、検索の便宜を図りました。また、利用に供するために、以下の作業を行いました。

- ①二酸化炭素処理装置による殺虫処理
- ②資料に付着したカビやホコリ、金具等の劣化要因の除去
- ③個人情報等が含まれる資料のマスキングなどの保護措置
- ④保存性に優れた保存箱への収納
- ⑤温湿度管理された保存庫への配架
- ⑥紙からマイクロフィルムや光ディスクへ媒体変換した資料を閲覧用として登録

(1) 目録公開実績

沖縄県文書及び行政刊行物(4,488冊)、沖縄関係資料(207冊)の目録情報を登録し、公開しました。

ア 沖縄県文書及び行政刊行物

資料名	資料数(冊)
知事部局における文書事務の処理に関する文書	491
条例、規則、訓令その他の重要な規程等の制定及び改廃に関する文書	1
監査委員の実施する定期監査に関する文書	229
監査委員の実施する財政的援助団体等の監査に関する文書	55
法定外公共用財産の管理に関する文書	806
戦没者の叙位・叙勲に関する文書	157
恩給の支給に関する文書	765
戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する文書	3
戦没者等遺族に対する特別弔慰金の支給に関する文書	757
遺族年金・遺族給与金・弔慰金の支給に関する文書	52
琉球政府における予算、決算及び出納事務に関する文書	143
行政刊行物	1,029
計	4,488

イ 沖縄関係資料

資料名	資料数(冊)
国際福祉相談所文書	95
沖縄国際婦人クラブ文書	112
計	207

(2) 代替資料目録登録実績

琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業で作成した琉球政府文書6,600点のデジタルデータを元に閲覧用光ディスクを作成し、システムに登録して利用できる状態にしました。

(単位:点)

代替元資料	代替元資料数	代替化媒体種別	代替化媒体数	
			閲覧用	予備用
琉球政府文書	6,600	光ディスク	6,600	6,600

(3) 特別蔵書点検

令和元年11月1日から12月24日まで特別蔵書点検を実施しました。〈点検冊数〉14,016冊

2 保存事業

2.1 修復・保存処置

劣化予防のため閲覧利用に支障のある資料を中心に、135 簿冊の補修を行いました。

処置の内訳

(単位:簿冊)

資料数	作業内容											作業数のべ計
	劣化調査	修復			製本			保存容器の作成				
		A	B	C	機械	簡易	上	箱	フォルダー	エンキャブスレーション	マウント	
135	0	72	63	0	0	83	0	2	0	1	0	221

(単位:枚)

修復内容					作業数のべ計
クリーニング	簡易補修	脱酸処理	裏打ち等	リーフキャスト	
6,460	2,188	0	0	0	8,648

※表中の「修復」は、作業の所要時間内によりA・B・Cの段階に区分。

A=所要時間4時間以内(簡単な補填や綴じ直し、しわ伸ばし等)

B=所要時間16時間以内(簿冊解体後に簡単な補修をし、綴じ直す場合等)

C=所要時間16時間以上(簿冊解体後、裏打ち等による補填やリーフキャスト、脱酸処理を行い、綴じ直す場合)

2.2 保存対策

(1) 映像フィルムの保存管理のための劣化状態調査及びデジタル化優先順位付け措置

保管する映像フィルム資料(1,338 本)の物理的劣化状態を把握し適切な保存計画(廃棄、代替化、環境改善など)立案の基礎資料を得るため調査を実施しました。この結果をもとにデジタル化優先順位付けを行いました。

(2) 映像フィルム保存措置作業

映像フィルム 1,338 本について、巻き直し、酢酸放散、酢酸ガス吸収薬剤挿入等の保存措置作業を実施しました。

2.3 代替化

紙資料(琉球政府文書)7点[計 5,278 コマ]、映像資料 1 点、計 8 点をデジタル化し、マスターデータを作成して長期保存用媒体に収納しました。

2.4 予防対策

(1) 7号書庫(フィルム・テープ保管庫)特別清掃

映像フィルム、マイクロフィルム、ビデオテープ等を保存する 7 号書庫の環境を整備するため実施しました。[期間:12 月 17 日、18 日]

(2) 2号書庫(行政資料庫)特別清掃

閲覧用マイクロフィルム、磁気テープ、光ディスク、書籍、新聞等を保存する 2 号書庫の環境を整備するため実施しました。[期間:3 月 9 日、10 日]

3 閲覧事業

3.1 閲覧・複写申請等

利用証を交付し、閲覧、複写の申請を受付けています。

利用種別	利用証交付 申請(人)	公文書等閲覧申請		公文書等複写申請	
		申請者数(人)	資料数(点)	資料数(点)	枚数(枚)
一般利用	811	1,517	9,737	8,865	115,053
行政利用	—	113	689	179	1,976
合計	811	1,630	10,426	9,044	117,029

※「一般利用」と沖縄県職員が公務で利用する際の「行政利用」に区別して算出しています。行政利用の場合は利用証の交付はありません。

※参考資料室に配架している図書や空中写真(システム)は閲覧申請せずに利用できるため、本表の数値には含まれません。

3.2 館外貸出・出版物等掲載

公文書等の館外貸出、出版物掲載等の申請を受付けています。

なお、ホームページの「写真が語る沖縄」に登載されている写真は平成29年4月から出版物等掲載許可申請が不要となりました。

出版物等掲載許可申請		館外貸出許可申請	
申請者数(人)	資料数(点)	申請者数(人)	資料数(点)
111	1,421	4	28

3.3 レファレンスサービス

公文書等の利用に関する相談を受付けています。3,264件のレファレンスがありました。

4 普及広報事業

展示会、講演会、講座等を開催し、県民の学習活動へ寄与するとともに、公文書館の利用促進を図っています。

4.1 展示会

展示室で所蔵資料展等を開催し、7,890人の観覧者がありました。また、与那国町で移動展を開催し、4日間で390人が来場しました。

事業種別	常設展(平成30年度から継続)
期間	平成31年4月1日(月)～5月12日(日)
場所	沖縄県公文書館 展示室
テーマ	所蔵資料展「むかし沖縄 戦前の資料あれこれ」 常設展「公文書館の仕事」
参加者数	906人

事業種別	常設展
期間	平成31年5月28日(火)～12月27日(金)
場所	沖縄県公文書館 展示室
テーマ	所蔵資料展「OPERATION RED HAT 毒ガス兵器撤去のたたかい 1969-1971」 常設展「公文書館の仕事」
参加者数	5,458人

事業種別	常設展
期間	令和2年1月21日(火)～3月31日(火)
場所	沖縄県公文書館 展示室
テーマ	所蔵資料展「沖縄観光のあゆみ」 常設展「公文書館の仕事」
参加者数	1,526人

事業種別	移動展
期間	令和2年2月28日(金)～3月2日(月)
場所	与那国町離島振興総合センター/DiDi与那国交流館
テーマ	沖縄県公文書館所蔵資料にみる与那国
参加者数	390人

4.2 講演会・講座・映写会

館内で実施し、404人の参加がありました。

事業種別	公文書館活用講座
期日	平成31年4月20日(土)
場所	沖縄県公文書館 講堂
テーマ	「琉球処分」から沖縄戦まで
講師	伊佐 眞一 [沖縄近現代史家]
参加者数	114人

事業種別	上映会 1
期 日	令和元年 6 月 29 日(土)
場 所	沖縄県公文書館 講堂
テーマ	オペレーション・レッド・ハット 毒ガス移送
講 師	清水 史彦 / 新城 邦朝 [(公財)沖縄県文化振興会]
参加者数	111 人

事業種別	公文書管理講座
期 日	令和元年 9 月 27 日(金)
場 所	沖縄県公文書館 講堂
テーマ	ベストチョイス！歴史資料としての公文書 公文書館の評価選別・整理の方法
講 師	豊見山 和美 / 吉嶺 昭 / 福地 洋子 / 麻生 清香 / 前之園 悦子 [(公財)沖縄県文化振興会]
参加者数	56 人

事業種別	上映会 2
期 日	令和元年 10 月 19 日(土)
場 所	沖縄県公文書館 講堂
テーマ	移民は生きる
講 師	下嶋 哲朗[ノンフィクション作家]
参加者数	21 人

事業種別	資料保存講習会
期 日	令和元年11月29日(土)
場 所	沖縄県公文書館 講堂
テーマ	紙を繕う
講 師	上原 留美 [(公財)沖縄県文化振興会]
参加者数	38人

4.3 視察・見学

389 人の視察・見学を受付けました。※資料 4 視察・見学者の内訳を参照

4.4 ホームページ

沖縄県公文書館ホームページを運営しており、記事の追加更新を73件、実施しました。主な発信情報は下記のとおりです。

(1) お知らせ等

イベントや施設の利用などに関する情報を適時更新しています。

(2) 所蔵資料紹介

資料紹介 ・油で汚れた海水浴場

- ・「畜魂祭」
- ・豚の血統登記証明書
- ・フィリピンバナナの輸入解禁
- ・「ああ、5月24日午前6時30分！」～チリ地震による津波被害
- ・現住所は地番号で正しく表記すること！
- ・1947年5月11日の「母の日」
- ・松岡主席の中南米訪問
- ・南米移住者募集ポスター
- ・「沖縄の物産と観光展」1970-1971
- ・オニヒトデの駆除に補助金を～観光資源のサンゴを守れ
- ・与那国に電気を灯したい
- ・米海兵隊写真 サイパン・テニアン関係分

(3) 刊行物

- ・『沖縄県公文書館だよりARCHIVES』57号、58号
- ・『沖縄県公文書館年報』第21号(平成30年度)※Web版のみ
- ・『沖縄県公文書館研究紀要 第22号』

(4) 沖縄県公報

平成30年発行の152号分(題名1,215件)追加掲載しました。

(5) 「写真が語る沖縄」

沖縄県関係写真資料1,190枚を追加掲載しました。

4.5 出版

公文書館に対する理解を深めるため、広報紙などを印刷し、配布しています。

タイトル	発行日	部数
沖縄県公文書館 平成31年度行事案内	令和元年6月	800
沖縄県公文書館だより ARCHIVES 57号	令和元年8月1日	3,000
沖縄県公文書館だより ARCHIVES 58号	令和2年2月14日	3,000
沖縄県公文書館研究紀要 第22号	令和2年3月31日	500

4.6 学校教育連携

就学段階に応じた体験学習や、地域の歴史や文化を学ぶための課外活動を受け入れました。

(1) 就学段階に応じた体験学習、キャリア教育の受入

- ・キャリア教育講演 北丘小学校 5年生 50名 1日間
- ・職場見学体験学習 城西小学校 6年生 1名 1日間
- ・就業体験(インターンシップ) 首里高等学校 1年生 3名 3日間

(2) 出前講座

- ・南風原町立北丘小学校 3 学年総合的な学習「南風原お宝発見隊」に講師派遣

5 調査・研究事業

公文書等を適切に管理するために必要な調査研究を行い、職員の資質向上や公文書等に関する専門的知識の普及啓発を図りました。

5.1 『沖縄県公文書館研究紀要』第22号

論文タイトル	執筆者
毒ガス兵器移送計画にみるアメリカの沖縄認識—レッドハットフィルム(1971)を例に—	清水 史彦
琉球政府文書「立法勧告及び署名手続きに関する書類」について	小野 百合子
USCAR 法務局琉球財産管理課文書の活用	福地 洋子
沖縄県公文書館における沖縄県文書の評価選別—今後のための覚書—	豊見山 和美
沖縄県公文書館所蔵の空中写真について—収集・整理・閲覧提供の取組みを中心に—	吉嶺 昭
沖縄県公文書館ホームページリニューアルの概要とその効果	津覇 美那子

5.2 研修・研究会等への参加

(1) 外部研修

※[]は開催地

- ・5月31日 沖縄県地域史協議会 第1回研修会[中城村] 参加者:公文書管理課職員11名
- ・6月5日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会総会[東京都]
参加者:真栄城 香代子 福地 洋子
- ・6月6日、7日 (独法)国立公文書館主催 全国公文書館長会議 [東京都]
参加者:真栄城 香代子 福地 洋子
- ・7月4日、5日 文化財の虫菌害・保存対策研修会[東京都] 参加者:吉嶺 昭
- ・8月26日～30日 アーカイブズ研修 I (初任者研修)[東京都] 参加者:麻生 清香
- ・9月11日 (一財)行政管理研究センター主催 行政管理講座(情報セキュリティ)[東京都]
参加者:与那覇 孝子
- ・10月4日 沖縄県地域史協議会 第2回研修会[那覇市] 参加者:公文書管理課職員11名
- ・10月15日 情報保存研究会主催 資料保存シンポジウム[東京都] 参加者:与那覇 孝子
- ・11月14日、15日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第45回全国大会及び研修会[安曇野市]
参加者:津覇 美那子
- ・11月25日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会主催 公文書館機能セミナー in 山形[山形県]
参加者:新垣 かおる
- ・11月29日 (一財)日本写真学会主催 画像保存セミナー[東京都] 参加者:新城 邦朝
- ・1月15日～17日 アーカイブズ研修II [東京都] 参加者:福地 洋子、麻生 清香
- ・1月24、25日 古文書保存基礎講座 [福岡県] 参加者:新城 邦朝
- ・2月14日 市町村公文書シンポジウム[那覇市] 参加者:公文書管理課職員29名

(2)内部研修

※開催地はすべて[館内]

- ・4月1日、2日 平成31年度新規採用職員オリエンテーション
- ・5月20日 全体研修1 ①年度研修方針 ②課内インターン ③衛生委員会
- ・6月17日 全体研修2 東部消防組合本部 普通救命講習会
- ・7月22日 全体研修3 社会人向け出前「新聞読み方講座」(沖縄タイムス読者局)
- ・8月19日 全体研修4 消防訓練
- ・9月9日 全体研修5 ①ストレスチェック ②市町村支援事業 ③沖縄県公文書館の保存業務
- ・10月7日 全体研修6 ①公文書館関連webサービス ②リニューアルした琉政DAの紹介
- ・11月18日 全体研修7 米連邦政府の中の公文書館
- ・12月16日 全体研修8 ①上映会の実施報告 ②毒ガス移送の概要 ③レッドハットフィルムのデジタル化 ④上映「オペレーション・レッド・ハット」
- ・1月20日 全体研修9 県文書の世界
- ・2月17日 全体研修10 閲覧サービスからみる公文書館業務

6 施設管理事業

公文書館機能が十分に発揮でき、利用者が安全で快適に利用できるよう、施設、設備及び物品等の適切な維持管理に努めました。

6.1 施設設備管理

(1)施設設備の点検

日常的に館内外を巡回し、建物・建築物(屋根、扉、柵、掲示板等)並びに付帯設備(電気空調設備、給排水設備、衛生設備、消防防犯設備、昇降機等)の点検を行いました。また、専門業者に依頼して次の法定検査又は任意検査を実施しました。

任意又は法定検査	実施回数
電気工作物保安点検(月次4、6、8、10、12、2月/年次2月)	7
非常用発電設備保安検査(7、1月)	2
空調設備保守点検(一般5、10、2月/フィルター5、8、10、2月)	7
空調制御装置保守点検(4、5、7、8、9、10、11、12、1、2月)	10
消防設備保守点検(機能7、1月/総合1月)	3
昇降機保守点検(毎月)	12
資料管理システム他情報通信システム保守点検(毎月)	12
計	53

(2) 施設設備の修繕

点検等により発見された施設設備又は物品の異常又は不具合に対し、次の修繕を実施しました。

種別(小規模)	修繕内容
建物・建具	閲覧棟入口外側自動ドア修繕、閲覧展示棟入口床面滑り止め補修、コンクリート爆裂修繕、閲覧棟 2 階研修室建具修繕、閲覧棟 1 階エントランス前建具修繕 5 件
機械設備	2 階機械室防煙ダンパー取替 1 件
空調設備	加湿器修繕(加湿器蒸気シリンダー取替)、BC-1 チラー修理 2 件
電気・制御設備	リモコンスイッチ修繕、AHU-1 系統冷水三方弁取替、安定器取替修繕(書庫内) 3 件
通信設備	館内電話交換設備修繕 1 件
衛生設備	ポンプ室給水管改修工事、1 階トイレ系統排気ファン補修、閲覧棟 2F 女子トイレ修繕、管理棟男子トイレ内フラッシュバルブ修繕 4 件
消防設備	消防設備修繕(地下 1 階避難口誘導灯等)、消防設備修繕(管理棟 1 階通路誘導灯等) 2 件

種別(大規模)	修繕内容
屋根瓦改修工事	屋根瓦は、漆喰の経年劣化に伴い剥離し落下する危険性があり、これまで強風時に破損・落下等の危険性の高い箇所から年次的に修繕しており、本年度は管理棟正面、閲覧展示棟及び正門等 674 m ² の改修工事を行いました。
給水加圧ポンプ取替工事	地下貯水槽の給水加圧ポンプが経年劣化により、機能低下による水圧低下が顕著になったため取替工事を行いました。
非常用発電機始動用蓄電池取替工事	非常用発電機始動用蓄電池は7年ごとの交換が必要とされており、平成 23 年に交換した同バッテリーに膨張等の経年劣化があり、取替工事を行いました。
二酸化炭素消火設備取替工事	消防庁点検基準(使用年数 25 年)により二酸化炭素ボンベ9本やバルブ等の交換工事を行いました。
駐車場改修工事	本館 1 階駐車場の玄関ピロティ前の段差 15cm のスロープ化及び駐車場入口縁石除去・補修工事を行いました。

(主要な事項のみ掲載。沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書及び仕様書の定めにより、小規模修繕は指定管理者が公文書館指定管理料で、大規模修繕は沖縄県が公文書館維持管理費で実施しました。)

(3) 施設エネルギー・温湿度管理

資料保存庫内の温湿度基準値を維持するために必要な監視・制御を行いました。また、施設内の温湿度、換気、照明等を適切に管理・調整しました。

6.2 保安警備管理

(1) 常駐警備

火～金曜日は午前7時半から午後9時まで、土～月曜日は午前7時半から午後6時半まで、常駐警備員を配置して防犯、防災等に努めました。

(2) 機械警備

警備会社と契約し、常駐警備時間外については、機械警備により侵入者や火災等を監視し、異常事態には緊急隊員が直ちに対応する体制を整えて防犯、防災等に努めました。

(3) 緊急時の対策

災害等緊急事態が発生した場合に、円滑に初動対応が実施できるように、防犯防災マニュアル及び夜間・休日を含めた緊急連絡網を作成して備えました。また、閲覧展示棟特別閲覧室から出火、火災報知機が作動した想定での消防訓練(通報、消火、避難誘導)とAEDや心肺蘇生などを学ぶ救命講習会を実施しました。

6.3 施設衛生管理

(1) 清掃

日常的にトイレ、閲覧室の机・カウンター、くずかご等を清掃するほか、適宜執務室内の清掃を実施しました。また、定期的に次の特別清掃を実施しました。

特別清掃箇所	実施回数
外面窓ガラス清拭 (8、2月)	2
階段、手すり、シャッター及び門扉等の錆落とし(8、2月)	2
カーペット薬液洗浄 (6、12月)	2
床面洗浄ワックス塗布 (7、2月)	2
計	8

(2) 塵芥処理

施設から排出される廃棄物について、可燃物は毎週月、水、金曜日、不可燃物は毎週木曜日に南風原町許可専門業者へ引き渡して処理しました。

(3) 草木整備

緑地帯 4,000 m²の芝・雑草刈り、植栽の剪定、近隣境界地域の雑木伐採や除草により景観の保全に努めました。

(4) 環境衛生

施設の衛生的環境を確保するため、専門業者に依頼して次の法定検査等を実施しました。

法定検査等	実施回数	実施結果
貯水槽の清掃(2月)	1	良好
簡易専用水道検査(5月)	1	良好
空気環境測定検査(5、11月)	2	良好
ねずみ・害虫等防除(法定8、2月・自主5月)	3	良好

(5) 産業廃棄物処理

使用不能となったアナログ式プロジェクター、デジタルカメラ、小型除湿機などの不用物品6点及び草刈り・剪定作業で刈り取った雑草・雑木などを産業廃棄物として処理しました。

7 機能強化事業

公文書館サービスの向上及び利用促進を強化するため、指定管理者が前年度剰余金を活用した自主事業として次の業務を実施しました。

(1) 米国立公文書館所蔵沖縄関係写真資料の公開

平成30年度に米国立公文書館から収集した沖縄戦、南洋、ハワイ等関係写真1,801枚のうち、320枚を公開しました。

(2) 大田昌秀文書受入目録整備

平成30年度に受け入れた大田昌秀文書922箱のうち368箱分を評価選別しました。

(3) 音声資料のデジタル化

新石垣空港建設事務所引渡しのカセットテープ(50本)を館内でデジタル化し長期保存用媒体に収納しました。

(4) 映像フィルムのデジタル化

3本の映像フィルムをデジタル化し、長期保存用媒体に収納しました。

(5) 電算室の浮遊菌調査

原資料を扱うスペースとして適正な環境であるか調査しました。

(6) 7号書庫及び展示室の空気環境調査

酢酸、ギ酸など、資料に悪影響を及ぼす物質の分布状況を調査しました。

8 沖縄振興特別交付金事業

8.1 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業

貴重な公文書である琉球政府文書をデジタル化し、インターネット上で公開する事業を実施しました。これまで沖縄県公文書館の利用が困難であった離島など遠隔地の方々の資料閲覧が可能となり、国内外における沖縄研究の発展に寄与しています。

(1) デジタル化業務(受託者 株式会社Nansei)

琉球政府文書(11,016簿冊)をオーバーヘッドカメラでスキャンしてデジタル化しました。

(2) インターネット公開業務(受託者 公益財団法人沖縄県文化振興会)

琉球政府文書(25,470簿冊)の画像データを長期保存に適したメディアに保存しました。

また、画像データに含まれる個人情報等を審査(33,031簿冊)し、うち公開可能なものについては必要な箇所を保護して検索性目録情報を整備、ホームページの所蔵資料検索を介して検索・閲覧できるようにしました(18,497簿冊)。

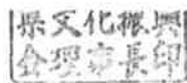
さらに、広報誌「琉政だより」第10号~第12号の発行(各4,000部)、ウェブサイトへの資料紹介コンテンツ(33トピック)の掲載に加え、10月10日にはウェブサイトを「琉球政府の時代」としてリニューアルし、あらたに歴史年表と刊行物のコンテンツを追加して、利用促進を図りました。

(3) 琉球政府文書のデジタル化及び事前補修業務(受託者 公益財団法人沖縄県文化振興会)

劣化が進行し、通常の方法ではデジタル化が難しい琉球政府文書を修復しフラットベッドスキャナーでデジタル化を行いました。(陸軍兵籍簿など 30 簿冊)

8.2 在米沖縄関係資料収集公開事業

米国国立公文書館が所蔵する沖縄戦及び戦後の沖縄統治関係資料の中から、写真 7,288 点、空中写真 536 点、動画 76 点のキャプションを日本語訳し、撮影日、撮影地などを含めた目録を作成しました。



沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書



平成28年3月

沖 縄 県

沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書

目次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (指定管理者による管理の意義)
- 第3条 (公共性の尊重)
- 第4条 (信義誠実の原則)
- 第5条 (用語の定義)
- 第6条 (管理物件)
- 第7条 (協定期間及び会計年度)

第2章 業務の範囲と管理の基準

- 第8条 (業務の範囲)
- 第9条 (甲が行う業務の範囲)
- 第10条 (甲の承認)
- 第11条 (管理の基準)
- 第12条 (業務範囲又は管理の基準の変更)

第3章 本業務の実施

- 第13条 (本業務の実施)
- 第14条 (第三者による業務の実施)
- 第15条 (管理物件の維持管理等)
- 第16条 (緊急時の対応)
- 第17条 (情報管理)
- 第18条 (第三者との紛争の解決)
- 第19条 (許可、認可及び届出等)
- 第20条 (環境への配慮)
- 第21条 (県内事業者の優先活用)

第4章 モニタリングの実施

- 第22条 (暴力団員からの不当介入に対する通報及び報告の義務)
- 第23条 (年度計画書の提出)
- 第24条 (業務記録の作成及び自己評価)
- 第25条 (アンケートの実施及び自己評価)
- 第26条 (業務報告書の提出)
- 第27条 (事業報告書の提出)
- 第28条 (甲が行う業務実施状況の確認)
- 第29条 (事業実績の評価)
- 第30条 (業務の改善指示及び改善勧告)

第5章 指定管理料

- 第31条 (指定管理料の支払)

- 第32条（指定管理料の変更）
- 第33条（指定管理料の精算等）
- 第6章 損害賠償及び不可抗力
 - 第34条（損害賠償等）
 - 第35条（第三者への損害賠償）
 - 第36条（保険の加入）
 - 第37条（不可抗力発生時の対応）
 - 第38条（不可抗力により発生した費用等の負担）
 - 第39条（不可抗力による一部の業務実施の免除）
- 第7章 指定期間の満了等
 - 第40条（本業務の引継ぎ等）
 - 第41条（原状回復義務）
 - 第42条（物品等の引渡し）
- 第8章 指定期間満了前の指定の取消し等
 - 第43条（指定の取消し又は本業務の停止）
 - 第44条（不可抗力による指定の取消し）
 - 第45条（本業務の廃止による指定の取消し）
- 第9章 その他
 - 第46条（権利義務の譲渡の禁止）
 - 第47条（通知等の方法）
 - 第48条（区分経理及び管理口座）
 - 第49条（重要事項の変更の届出）
 - 第50条（本業務における乙の責任）
 - 第51条（監査の実施）
 - 第52条（協定の改定）
 - 第53条（疑義及び規定がない事項の解決）
 - 第54条（裁判管轄）

別紙1 用語の定義（第5条関係）

別紙2 管理物件（第6条関係）

沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書

沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）の管理に関し沖縄県知事 翁長雄志（以下「甲」という。）と公益財団法人沖縄県文化振興会理事長 平田大一（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この協定は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により甲が指定管理者に指定した乙が行う公文書館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者による管理の意義）

第2条 甲及び乙は、甲が指定管理者を指定し、公文書館の管理を行わせることの意義は、指定管理者の能力を活用しつつ、県民に対するサービスの向上を図るとともに経費の節減を図り、もって公文書館の設置目的の達成を図ることにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、公文書館の設置目的及び指定管理者による管理の意義を踏まえ、指定管理者が行う公文書館の管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじるとともに、対等な関係に立つてこの協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 この協定において用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 乙が管理する施設、附属設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を公文書館の管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の許可を得たときは、この限りでない。

4 管理物件の管理に関する基準の詳細については、協定仕様書に定めるとおりとする。

（指定期間及び会計年度）

第7条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33

年3月31日までとする。

ただし、第8章の規定により、甲が、乙の指定管理者の指定（以下「指定」という。）を取り消した場合は、指定の取消しの日までとする。

- 2 公文書館の管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と管理の基準

（業務の範囲）

第8条 甲は、条例第5条の規定に基づき、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を乙に行わせる。ただし、次条各号に掲げる業務を除く。

- (1) 公文書等の収集、整理及び保存に関する業務
 - (2) 公文書等の閲覧、展示その他の利用に関する業務
 - (3) 公文書等の調査及び研究に関する業務
 - (4) 公文書等についての専門的知識の普及啓発に関する業務
 - (5) 公文書等の目録、史誌、資料集等の編さん及び刊行に関する業務
 - (6) その他公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務の詳細については、協定仕様書に定めるとおりとする。
 - 3 甲と乙は、沖縄県公文書館管理規則（平成7年沖縄県規則第50号。以下「規則」という。）第8条第2項の規定により複写を希望する者が負担する費用について、その徴収の事務に関し別途委託契約を締結するものとする。

（甲が行う業務の範囲）

第9条 甲が自らの責任において実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 規則第10条の規定による館外貸出許可申請に対する許可の決定
- (2) 規則第13条の規定による指定管理者が公文書等を館外へ持ち出し、公文書等の閲覧、展示その他公文書館の管理運営に関し必要な業務を行う場合の許可の決定
- (3) 規則第15条の規定により文書等の寄託を受けること。
- (4) 沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）第29条の規定による行政財産の使用許可の決定
- (5) 第15条第1項の規定による管理物件の大規模修繕
- (6) その他甲が定める業務

（甲の承認）

第10条 乙は、本業務を実施するに当たり次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる規定に定めるところにより、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- (1) 条例第9条第2項の規定により公文書館の休館日に関し臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館するとき。
- (2) 条例第10条第2項の規定により公文書館の開館時間を臨時に変更するとき。
- (3) 沖縄県公文書館公文書等管理規程（平成18年沖縄県告示第593号。以下「管

理規程」という。) 第3条第2項の規定により複製により公文書等を収集するとき。

- (4) 管理規程第6条の規定により沖縄県の区域以外の区域において資料等の調査を行うとき。
- (5) 管理規程第14条第1項の規定により公文書等を廃棄するとき。
- (6) 管理規程第27条の規定により公文書等の収集、整理、保存及び利用並びに施設等の管理に関し必要な事項を定めるとき。
- (7) 第14条第1項の規定により本業務の一部を第三者に委託して請け負わせるとき。
- (8) 第23条第1項の規定により年度計画書を甲に提出するとき。

理の基準)

第11条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない管理の基準は、条例、規則、管理規程、この協定及び協定仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲又は管理の基準の変更)

第12条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条に定める本業務の範囲又は前条に定める管理の基準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲又は管理の基準の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、関係法令、条例、規則、管理規程、沖縄県公文書館運営基本方針(平成18年8月25日総務部長決定)、協定等(この協定、協定仕様書、年度協定、沖縄県公文書館に関して県が定める要領・基準、募集要項及び事業計画書をいう。以下同じ。)に従って本業務を実施するものとする。

- 2 協定等の文書間で矛盾がある場合は、前項に規定する順にその解釈が優先するものとする。

(第三者による業務の実施)

第14条 乙は、本業務の全てを第三者に委託し、請け負わせてはならない。

- 2 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、協定仕様書で定めるところにより、あらかじめ甲の承認を得た業務については、この限りでない。
- 3 前項の承認を得て、乙が本業務の一部を第三者に委託して請け負わせる場合は、乙が自己の責任と費用により行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失又は追加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失又は追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理物件の維持管理等)

第15条 管理物件に係る修繕については、協定仕様書で定めるところにより、大規模修繕は甲が自己の責任と費用により実施し、小規模修繕は乙が自己の責任と費用により実施するものとする。

2 公文書館に供給されている電気、水道及び電話で、本業務の実施に当たり乙が使用した料金については、乙が自己の責任と費用により負担しなければならない。

(緊急時の対応)

第16条 乙は、消防法（昭和23年法律第186号）及びその他関係法令に基づき緊急事態等を想定した危機管理体制の整備、消防計画及び危機管理マニュアル等を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、消防署等関係機関からの消防計画及び危機管理マニュアル等の改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善し、改善したものを甲に提出するものとする。

3 指定期間中、緊急事態等が発生した場合、乙は消防計画及び危機管理マニュアル等に従い速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

4 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

5 乙は、災害時等に甲が緊急に避難場所として管理施設を使用する必要があるときは、甲の指示により、優先して避難者等を受け入れることとする。

(情報管理)

第17条 乙又は本業務に従事している者若しくは従事していた者は、本業務の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、公文書館の利用者に関する個人情報又は公文書等に記録された個人情報の保護については、協定仕様書で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、乙が本業務の実施に当たって作成し、又は受領した文書等で、乙が保管管理しているものの公開については、協定仕様書で定めるところにより、適正な情報公開に努めなければならない。

(第三者との紛争の解決)

第18条 乙は、本業務の実施に当たり第三者との間で紛争を生じたときは、乙の責任において必要な措置を講じ、解決しなければならない。

(許可、認可及び届出等)

第19条 本業務を実施するために必要な一切の許可、認可又は届出（以下この条において「許認可等」という。）は、乙が自己の責任と費用により取得し、維持し、又は提出しなければならない。

2 甲は乙からの要請がある場合は、乙による許認可等の取得、維持又は提出に必

要な資料の提供その他の協力を行うものとする。

- 3 乙は、許認可等の取得、維持又は提出（甲が行うものを除く。）の遅延により損失又は追加費用が生じた場合は、当該損失又は追加費用を負担する。ただし、不可抗力が原因の遅延による場合は第37条及び第38条の例による。

（環境への配慮）

第20条 乙は、本業務の実施に当たっては、省エネルギー及び省資源の推進を図るとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努め、環境へ配慮するものとする。

- 2 乙は、本業務の実施に当たり備品又は消耗品を購入する際は、環境負荷の低減に資する物品等の優先的購入（グリーン調達）に努めなければならない。

（県内事業者の優先活用）

第21条 乙は、本業務を実施するに当たって、第三者との取引を行う場合は、県内事業者を優先的に活用するよう努めなければならない。

（暴力団員からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第22条 乙は、管理業務の実施に当たって、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

第4章 モニタリングの実施

（年度計画書の提出）

第23条 乙は、毎年12月末までに、協定仕様書で定めるところにより、翌年度の本業務に係る年度計画書を作成し、甲と協議し、その承認を得て、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の承認に当たっては、年度計画書の内容を審査するものとし、必要があると認めるときは、乙に対しその変更を指示をすることができる。

（業務記録の作成及び自己評価）

第24条 乙は、日常又は定期的に行う公文書等及び施設の管理の状況のほか、施設の利用状況、苦情処理の状況、収支の状況等について、日報、月報等に記録するとともに、自己評価を行うものとする。

（アンケートの実施及び自己評価）

第25条 乙は、協定仕様書で定めるところにより、アンケートを実施し、その結果について自己評価を行い、自己評価の結果及び業務改善の状況について第27条に定める事業報告書とともに甲に報告しなければならない。

（業務報告書の提出）

第26条 乙は、毎月10日までに協定仕様書で定めるところにより、業務報告書を甲に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第27条 乙は、各年度の上半期終了後及び年度終了後30日以内に、協定仕様書で定めるところにより、事業報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後30日以内に、帰属する団体の直近の財務諸表を提出しなければならない。
- 3 乙は、第8章の規定に基づき、年度途中において指定を取り消された場合は、当該年度の開始日から指定を取り消された日までの間に実施した本業務に関し事業報告書を作成し、指定取消の日から起算して30日以内に甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し事業報告の内容又はこれに関連する事項について報告又は説明を求めることができる。

(甲が行う業務実施状況の確認)

第28条 甲は、乙が行う本業務の実施状況を把握し、公文書館の適正かつ良好な管理を確保するため次に掲げる業務実施状況の確認を行うものとする。

(1) 定期の業務実施状況確認

甲は、第25条のアンケートの結果報告及び第26条の業務報告書に基づき業務の実施状況を確認するものとする。

(2) 随時の業務実施状況確認

甲は、必要があると認めるときは、管理施設への立人調査を行い、乙に対し説明を求めることができる。

- 2 乙は、前項第2号の甲からの申出を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本業務に関し、募集要項等の水準を満たしていない状況が生じた場合、その理由及び状況並びに対応方針等を、直ちに甲に報告しなければならない。

(事業実績の評価)

第29条 甲は、第27条の事業報告書に基づき、甲が別に定める方法等により毎年度の乙の事業実績について評価を行うものとする。

- 2 甲は、前項の評価に当たっては、沖縄県公文書館に係る指定管理者制度運用委員会（以下「制度運用委員会」という。）に意見等を求めなければならない。

(業務の改善指示及び改善勧告)

第30条 第28条の業務実施状況の確認又は前条第1項の事業実績の評価に基づき、乙による本業務の実施が管理の基準を満たしていない等業務の改善が必要と認められる場合は、協定仕様書で定めるところにより、甲は乙に対し必要な指示又は勧告を行うものとし、乙は勧告を受けたときは、業務改善の措置を講じなければならない。

2 前項の業務改善に要する費用は、乙の負担とする。

第5章 指定管理料

(指定管理料の支払)

第31条 甲は、乙に対し指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して指定期間中において支払う指定管理料の総額は1,187,560千円以内の額(消費税及び地方消費税を含む。)とし、各年度の指定管理料の詳細については、年度協定書に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第32条 甲又は乙は、前条第2項の指定管理料の総額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、相手方に対し通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができる。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けたときは、変更の要否、変更金額等について協議し、決定するものとする。

(指定管理料の精算等)

第33条 第31条第2項の各年度の指定管理料は、当該年度における本業務の実施に要した経費に剰余金が生じた場合の返納又は不足が生じた場合の追加払いは行わないものとする。ただし、乙が第23条の年度計画書に定めた業務の一部を正当な理由がなく実施しなかったことにより剰余金が生じたことを、甲が第27条の事業報告書により確認したときは、当該業務の実施に係る費用相当額を翌年度の指定管理料から減額することができる。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第34条 乙は、故意又は過失により公文書等又は公文書館の施設、附属設備若しくは展示物等を改ざんし、汚損し、損傷し、紛失し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を甲に賠償しなければならない。

(第三者への損害賠償)

第35条 本業務の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について甲が第三者に対して賠償した場合は、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴って発生した費用を求償できる。

(保険の加入)

第36条 甲は、甲が所有する施設のうち必要な物について、建物共済保険契約を締

結するものとする。

- 2 乙は、本業務の実施に当たり、施設賠償責任保険契約その他必要な保険契約を締結するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

- 第37条** 不可抗力が発生した場合は、乙は不可抗力の影響を早期に除去するため早急に対応措置を講じ、不可抗力により発生する損害、損失又は追加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力により発生した費用等の負担)

- 第38条** 不可抗力の発生に起因した損害、損失又は追加費用について、乙はその内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、損害の状況について確認した上で乙と協議し、不可抗力の判定を行うものとする。
 - 3 第1項の損害、損失又は追加費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担するものとし、負担額及び支払い方法等については、甲と乙が協議して決定する。ただし、乙が当該損害、損失に係る保険金を受領した場合においては、乙は甲に対して当該保険金相当額を拠出するものとする。
 - 4 不可抗力の発生により甲に損害が生じた場合は、当該費用については甲が負担する。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

- 第39条** 前条第2項の協議の結果、不可抗力の発生により乙が本業務の一部を実施できなくなったと認められた場合は、乙は不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める義務を免除されるものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙がこの協定に定める義務を免除されたときは、乙と協議し、乙が本業務の一部を実施できなかったことにより免除された費用に相当する額を指定管理料から減額することができる。

第7章 指定期間の満了等

(本業務の引継ぎ等)

- 第40条** 乙は、指定期間の満了又は次章の規定による指定期間の終了（以下この章において「指定期間の満了等」という。）の後において、引き続き指定管理者として指定されなかった場合は、公文書館の管理が円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に甲又は甲が指定したものに対し本業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者に指定された場合は、この限りでない。
- 2 甲は、必要と認めるときは、指定期間の満了等の前に、乙に対し甲又は甲が指定したものによる管理施設の視察を申し出ることができる。
 - 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

(原状回復義務)

第41条 乙は、指定期間の満了等に当たり、甲が指定する日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めたときは、乙は管理物件の原状回復を行わず、別途甲が定める状態で甲に引き渡すことができる。

(物品等の引渡し)

第42条 乙は、指定期間の満了等に当たり、協定仕様書で定めるところにより、物品等を引き渡すものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し又は本業務の停止)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 本業務の実施に際し不正行為があるとき。

(2) 乙の財務状況が著しく悪化するなどにより乙が本業務を継続することができないと認められるとき。

(3) 著しく社会的信用を失うなど乙が指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 乙が、募集要項に示す申請資格を満たさなくなったとき。

(5) 乙が、この協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

(6) 乙が、正当な理由無くして本業務に係る甲の指示に従わないとき。

(7) 乙から指定取消しの申出があったとき。

(8) 暴力団であると認められるとき。

(9) 役員等（役員、代表者、理事等、その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員であると認められるとき。

(10) 役員等が、業務に関し、暴力団員であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(11) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(12) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(13) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(14) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(15) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (16) 22条に規定する暴力団員からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。
- (17) その他甲が必要と認めるとき。
- 2 甲は、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、あらかじめその旨を乙に通知し、次の事項について乙の意見を聴取するものとする。
- (1) 指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止（以下「指定取消し等」という。）の理由
 - (2) 指定取消し等の要否
 - (3) 乙による改善策の提示
 - (4) 指定取消し等までの猶予期間
 - (5) その他必要な事項
- 3 甲は、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、あらかじめ制度運用委員会に意見等を求めなければならない。
- 4 乙は、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。
- 5 乙は、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙に損害、損失又は追加費用が生じた場合においては、甲はその賠償の責めを負わない。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第44条** 甲又は乙は、不可抗力の発生により本業務の継続が困難になった場合は、相手方に対し本業務継続の可否について協議を求めることができる。
- 2 甲は、前項の協議に基づき、本業務の継続が困難と判断したときは、制度運用委員会に意見等を求め、指定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により甲が指定を取り消した場合において、乙に損害、損失又は追加費用が生じたときは、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙が協議して決定するものとする。

(本業務の廃止による指定の取消し)

- 第45条** 甲が必要があると認め、あらかじめ期日を定めて本業務の全部又は一部を廃止し、これに伴って指定を取り消した場合で、乙に損害、損失又は追加費用が生じたときは、前条第3項の規定を準用する。

第9章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第46条** 乙は、この協定から生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(通知等の方法)

第47条 この協定に関する甲乙間の通知、承認、指示、請求、勧告、報告及び申出は、特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(区分経理及び管理口座)

第48条 乙は、本業務に係る会計を独立した会計とし、乙が行う他の業務と区分して経理を行わなければならない。

2 乙は、本業務に係る固有の管理口座を開設し、その適切な運用を図らなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第49条 乙は、寄付行為、代表者又は事務所の所在地等の変更を行ったときは、速やかに、これらの変更を証する書類を添付の上、甲に届け出なければならない。

(本業務における乙の責任)

第50条 甲がこの協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(監査の実施)

第51条 甲は、甲の事務について地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項又は沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年条例第2号)第2条若しくは同条例第3条に基づいて監査を受ける場合において、必要があると認めるときは、乙に対し出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

(協定の改定)

第52条 本業務に関し事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義及び規定がない事項の解決)

第53条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第54条 この協定に関する紛争は、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月14日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

沖縄県知事 翁長 雄志



乙 那覇市字小祿1831番地1

公益財団法人沖縄県文化振興会

理事長 平田 大



別紙 1 用語の定義（第 5 条関係）

- 1 協定仕様書 管理の基準、指定管理者の業務の範囲、各業務の要求水準等業務の細目等を定めた「沖縄県公文書館の管理に関する基本協定に係る仕様書」をいう。
- 2 指定管理料 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- 3 関係法令 すべての法律、法規、条例及び正規の手続を経て公布された行政機関の規定をいう。
- 4 募集要項 沖縄県公文書館指定管理者募集要項（平成27年 8 月 沖縄県決定）をいう。
- 5 事業計画書 沖縄県公文書館指定管理者の公募にあたり、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- 6 緊急事態 大規模な災害や騒乱の発生など、治安を維持する上で急迫した危険が存在する状態をいう。
- 7 モニタリング 指定管理者による業務が、協定書、協定仕様書に沿って適正に行われ、サービスの水準が確保されているかどうかを、指定管理者自らが評価・検証するとともに、県は指定管理者からの報告や実地調査などにより確認・検証し、必要に応じて、改善の指示や勧告を行い、県が必要と認める場合は、指定の取消しや業務の停止を行う一連の仕組みをいう。
- 8 自己評価 乙が自ら行うモニタリングのことで、日報や月報、アンケートについてその結果の良否、課題の抽出、課題解決策の策定と実施までの一連の作業をいう。
- 9 年度協定書 基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する「沖縄県公文書館の管理に関する年度協定書」をいう。
- 10 不可抗力 天災（暴風雨、地震、津波、落雷、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。
なお、施設利用者の増減は、不可抗力に含まれない。
- 11 指定開始日 平成28年 1 月 8 日沖縄県告示第 5 号で告示した指定の期間の開始日をいう。

別紙2 管理物件（第6条関係）

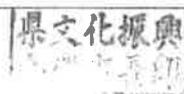
1 管理施設

本業務の対象とする施設は、次の名称、所在地であり、詳細は甲の整備する公有財産台帳のとおりである。

- (1) 名称 沖縄県公文書館
- (2) 所在地 沖縄県南風原町字新川148-3

2 物品等

物品については、甲が整備する備品台帳のとおりとし、乙が購入した物品と併せて管理台帳を作成すること。



沖縄県公文書館の管理に関する基本協定に係る仕様書



平成 28 年 3 月
沖 縄 県

目 次

第 1	本仕様書の目的	1
第 2	管理運営の基本事項	1
第 3	管理の基準	1
第 4	公文書等の管理に関する基準	4
第 5	施設等の管理に関する基準	6
第 6	リスク管理、責任分担に関する事項	8
第 7	モニタリングの実施	9

沖縄県公文書館の管理に関する基本協定に係る仕様書

第1 本仕様書の目的

本仕様書は、沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書（以下「協定」という。）に定めるもののほか、指定管理者（以下「乙」という。）が行う沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）の管理業務の詳細について必要な事項を定めるものであること。

第2 管理運営の基本事項

- (1) 関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 公文書館の設置目的を踏まえて公平な利用を確保すること。
- (3) 公文書館の効用を最大限に発揮すること。
- (4) 住民サービスの向上に努めること。
- (5) 個人に関する情報の適切な管理のための必要な措置を講ずること。
- (6) 施設管理経費の縮減に努めること。
- (7) 利用者の意見・要望を反映すること。
- (8) 施設等の適切な維持管理に努めること。
- (9) 利用者の安全を確保すること。
- (10) 県と十分連携を図って運営を行うこと。

第3 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

乙は公文書館の管理を行うに当たっては、次の関連する法令等を遵守すること。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 公文書館法（昭和62年法律第115号）

ウ 沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号。以下「条例」という。）、沖縄県公文書館管理規則（平成7年沖縄県規則第50号。以下「規則」という。）、沖縄県公文書館公文書等管理規程（平成18年沖縄県告示第593号。以下「管理規程」という。）及び沖縄県公文書館に関して県が定める要領・基準等

エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）ほか労働関係法令

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）及びこれらの法律に係る施行規則並びに施行令その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

カ その他公文書館の管理に関し適用される法令

(2) 休館日及び開館時間

ア 条例第9条に定める休館日及び条例第10条に定める開館時間は次のとおりであること。

(7) 休館日

a 月曜日

b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

c 12月29日から翌年の1月3日までの日

d 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

(イ) 開館時間

午前9時から午後5時まで

イ 条例第9条第2項の規定により、乙が必要があると認め臨時に休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館する場合又は条例第10条第2項の規定により、開館時間を臨時に変更する場合における知事（以下「甲」という。）の承認の基準は次の各号のいずれにも該当していること。ただし、条例第10条第1項で設定されている常態としての県民の利用時間としての開館時間を短くする変更は認められないこと。

(7) 公文書館の本来的な設置の目的を損なうことがないこと。

(イ) 県民の公文書館利用権の行使に支障がないか、又は侵害していないこと。

(ウ) 公の施設の本来的な機能である県民の利用に供するという観点から問題がないこと。

(3) 入館料及び使用料

公文書館の利用者の入館は無料とし、第三者に対する施設の貸出し、使用料の徴収はできないこと。

(4) 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第7項の規定により許可した行政財産の目的外使用に係る使用料及び当該目的外使用に伴って発生する土地並びに建物に係る使用料及び光熱水費については、甲の収入とすること。

(5) その他の収入

乙は、規則第8条第2項の規定による複写を希望する者が負担する費用について、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第49条に基づき、別途甲と契約を締結し、収入金の徴収に係る事務を行うこと。

(6) 危機管理対策

ア 乙は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練等を行うこと。

イ 乙は、管理規程第26条の規定に基づいて、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせるとともに、年度の初めに警備及び防火その他の防災計画を作成し、甲に報告しなければならないこと。

(7) 個人情報の取扱い

ア 利用者に関する個人情報

(7) 条例に定める各種の申請書又はその管理台帳等に記録された利用者に関する個人情報については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）に基づき、乙は当該個人情報の取扱いに十分留意し、その保護のために必要な措置を

講じるとともに沖縄県個人情報保護条例及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年規則第23号）並びに条例に基づいて、別途個人情報の取扱いに関する規程等を定め、個人情報を適切に管理しなければならない。

(イ) 乙は、利用者に関する個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

イ 公文書等に記録された個人情報

公文書等に記録された個人情報に関し条例第11条の規定に基づき、利用に供することが適当でない認められた公文書等に記録された個人情報の取扱いについては十分配慮するとともに、その保護のために必要な措置を講じなければならない。

(8) 文書の管理・保存・引継ぎ

乙が指定管理業務を実施するに当たって作成し、又は受領した文書等は、沖縄県文書管理規程（昭和49年訓令第37号）に基づいて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存するとともに、指定管理期間の満了時においては、甲の指示に従って甲又は甲が指定するものに引き継がなければならないこと。

(9) 情報公開

乙が指定管理業務を実施するに当たって作成し、又は受領した文書等で乙が保存管理しているものの公開については、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）及び知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年11月13日沖縄県規則第98号）に基づいて、別途情報公開規程等を定めるなど適正な情報公開に努めなければならないこと。

(10) 第三者による業務の実施

ア 乙は協定第14条ただし書により本業務の一部を第三者に委託して行わせる場合は、次により委託契約書案を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(イ) 会計年度当初で年間委託契約を締結する場合は、協定第23条の年度計画書と併せて提出すること。

(ロ) 会計年度途中で業務の一部を第三者に委託して行わせる必要が生じた場合は、当該委託契約の締結前に提出すること。

イ 乙が本業務の一部を第三者に委託して行わせる場合の甲の承認の基準は、次のいずれかに該当しているものであること。

(ア) この仕様書の別紙2に示す年間契約を締結して行わせる業務

(イ) 館内の害虫駆除、施設内の立木のせん定等短期間で契約が終了する業務

(ロ) (ア)及び(イ)のほか、特殊な機材又は専門的な技能・資格を有する業務で、再委託する理由、必要性が妥当である業務

ウ 乙が本業務の一部を第三者に委託して行わせる場合には、次の各号を遵守させること。

(ア) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）ほか労働関係法令

(イ) 個人情報取扱特記事項

第4 公文書等の管理に関する基準

乙は、公文書等の管理に関し条例、規則、管理規程等に基づき、次の基準に従って公文書等の管理を行わなければならないこと。

(1) 公文書等の収集、選別、整理、保存に関する基準

ア 公文書等の収集、選別

(ア) 歴史的価値を有する公文書等の収集、選別は、管理規程第2章の規定による収集する公文書等の範囲、収集の方法及び沖縄県文書の選別に基づいて行うこと。

(イ) 管理規程第3条第2項の規定による公文書等の収集を複製により行う場合の甲の承認の基準は、次のいずれにも該当しているものであること。

a 収集しようとする公文書等が本来的に公文書館が収蔵することが求められている沖縄県文書（沖縄県が作成し、又は保管していた公文書等）に該当する文書等であること。

b 当該文書等を現に管理し又は保有している者が当該公文書等の原本の引渡しを認めないときに、複写により当該文書等を収集し、公文書館の公文書等として県民の利用に供することが適当であると認められること。

イ 寄託の申出がある場合は、甲との調整を経て甲が寄託を受けることを決定した後、寄託の文書を申出者から受領すること。

ウ 管理規程第6条の規定による資料等の調査を沖縄県の区域以外の区域で行う場合の甲の承認の基準は、次のいずれにも該当するほか、調査に要する費用（収集し整理し保存するための費用を含む。）と当該公文書等の利用により得られる効果（県民の満足度を含む。）との比較考慮を行うなどして総合的に判断するものであること。

(ア) 当該公文書等が沖縄県が作成し保有していた公文書等であること。

(イ) 当該公文書等が本来的に公文書館で収集し保管する程度に歴史的価値があると認められること。

エ 公文書等の整理

管理規程に定める区分に基づいて公文書等を整理分類し、書架へ配架するとともに、資料管理システムへ検索のための目録情報を登録すること。

オ 公文書等の保存

(ア) 保存環境の管理

管理棟、閲覧展示棟のうち、公文書等を保管する書庫（職員資料室を含む）及び資料を扱う空間については、温湿度管理、汚染物質の除去、清掃を行うなどして常時清浄な空間を保ち、化学的劣化及び虫菌害の防除に努めること。

(イ) 公文書等の保存修復措置

公文書等について、虫菌害及び劣化等を防ぐための防虫処理やクリーニング等を行い、劣化が進行している公文書等については、状態に応じた修復処置を行うこと。

(ウ) 複製業務

原本を閲覧、展示等に供することによる劣化進行を防ぐため、複製本等の作成、

マイクロ・写真撮影、デジタル化等により複製を行うこと。

カ 管理規程第14条第1項の規定による公文書等を廃棄する場合の甲の承認の基準は、次のいずれかに該当しているものであること。

(ア) 重複して収集した公文書等であること。

(イ) 歴史的価値がないと判断される公文書等であること。

(2) 公文書等の利用に関する基準

ア 閲覧

閲覧室において、利用者からの申出により公文書等の検索、閲覧のサービスを行い、初めて閲覧申請を行う利用者には、利用証を発行すること。

イ 特別利用

(ア) 利用者の申出に基づいて、公文書等の複写、出版物等への掲載、館外貸出し又は行政利用への対応を行うこと。ただし、行政利用を除き利用者による公文書等の館外貸出しについては、規則で定めたとおり、特にその必要があり、かつ館外に持ち出したとしてもその管理に支障がないと認めた場合において、例外的に甲が許可することから、乙は甲の判断の補助となる情報を甲に提供するものであること。

(イ) 規則第13条の規定による乙が公文書等を館外に持ち出す場合の甲の承認の基準は、乙が公文書等の普及啓発のための事業としての館外において実施する展示会、移動展等として年度計画書において承認を受けているものであること。

ウ 利用に関する相談

公文書等に関する相談、問い合わせ等に対しては、受付窓口、電話、メール及びファクシミリ等で対応すること。

エ 展示

公文書等を一般の観覧に供するため、展示室等において公文書等を展示すること。この場合、展示する公文書等の選定、展示の方法について工夫をすること。

オ 視察・見学サービス

個人、団体による公文書館の施設の視察、見学について、説明、案内を行うこと。この場合、見学者等に分かりやすく説明し、丁寧に対応しなければならないこと。

(3) 利用普及に関する基準

次の方法により、公文書館の利用促進を図るよう努めること。

ア 展示会の開催

イ 講演会の開催

ウ 講座、講習会、映写会の開催

エ ホームページの更新・充実

オ 刊行物の発行

カ 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業に関する連携とデジタル・アーカイブズの推進

キ その他

第5 施設等の管理に関する基準

公文書館の施設、設備又は物品は、下記の管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施すること。この場合、施設、設備又は物品の保守管理、安全点検は乙が自己の責任と費用で実施すること。

実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。

(業務委託による場合は、委託先が必ず免許等を有している必要があるので、委託契約を締結する前に必ず確認し、契約書にその旨を規定すること。)

(1) 建物の保守管理

建物については、県が作成する公有財産台帳に基づき良好な維持保全に努め、適正な管理を行うこと。

ア 協定第15条第1項に規定する大規模修繕とは1件につき50万円を超えるものをいい、小規模修繕とは1件につき50万円以下のものをいい、いずれも消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。ただし、緊急を要する場合や効率的な施設の管理運営に必要な場合は、甲乙協議のうえ50万円を超える修繕を乙が実施できるものとする。

イ 甲は、公文書館の電話回線に係る甲が保有する電話加入権を、指定管理期間中、乙に使用させるものとする。

(2) 物品の管理

ア 協定第6条に規定する物品は、その性質、形状により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによること。なお、各号に定める金額には消費税及び地方消費税を含むこと。

(ア) 重要備品

一品の取得価格が100万円以上の備品をいう。

(イ) 備品

形状及び性質を変えずに比較的長期間の使用若しくは保存に耐え得るもので一品の取得価格若しくは取得見積価格が3万円以上の物又は各種書籍、図鑑等で一品の取得価格若しくは取得見積価格が1万円以上の物をいう。

(ウ) 消耗品

一回又は短期間の使用によつて消耗され又はその効用を失う物並びに備品的形状及びその性質を有する物で一品の取得価格又は取得見積価格が3万円に満たない物並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たない物をいう。

イ 甲による備品の貸与

甲は、備品台帳に示す重要備品又は備品（以下「備品等」という。）を、指定期間中、無償で乙に貸与すること。

ウ 物品の購入等

(ア) 甲又は乙は、備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合又は本業務実施に必要な場合は、次の区分により取り扱うものとする。

a 重要備品 甲が必要と認めるときは、甲が自己の費用で当該重要備品を購入するものとする。

b 備品 甲との協議により必要と認められたときは、乙が自己の費用で当該備品を購入するものとする。

(イ) 乙は、消耗品の使用又は在庫の状況を常に確認し、公文書館の管理に支障を来さないよう適宜補充し、又は購入しなければならないこと。

エ 備品等の毀損等の場合の取扱いについて

乙は、故意又は過失により備品等を毀損又は滅失した場合で、甲との協議により必要があると認められたときは、これを弁償し、又は当該備品等と同等の機能又は価値を有する物を購入しなければならないこと。

オ 備品等に関する報告について

乙は、備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったとき、ウ(ア)b又はエの規定により備品等を購入したとき又は備品等を毀損又は滅失したときは、速やかに甲に報告しなければならないこと。

カ 乙が購入した物品の所属について

ウ(ア)b又はエの規定により乙が購入した備品等については、甲の所有に属するものとし、消耗品については乙の所有に属するものとする。

キ 物品の引き渡し

協定第42条の規定による物品の引き渡しは、次の区分により取り扱うものとする。

(ア) 備品等 乙は、甲又は甲が指定したものに対し引き渡さなければならない。

(イ) 消耗品 乙が自己の責任と費用で撤去しなければならない。ただし、甲乙の協議により両者が合意した場合は、乙は甲又は甲が指定したものに対しこれらの消耗品を引き渡すことができるものであること。

(3) 警備業務

常駐警備、機械警備

(4) 機械設備等の保守管理業務

ア 機械設備保守管理

電気、機械及び衛生機械設備

イ その他の機械設備保守管理

消防用設備、空調設備、空調自動制御機器、非常用発電装置

ウ 昇降機保守点検

エ 自家用電気工作物保安管理

(5) AV設備・機器保守

ア 映写機保守点検

イ 音響・映像装置保守点検

(6) システム保守

公文書館資料管理システム保守

(7) 環境衛生管理

ア 清掃業務

イ 環境衛生管理

ウ 塵芥処理業務

※(3)から(7)までの管理業務については、別紙2のとおり。

第6 リスク管理、責任分担に関する事項

公文書館の管理業務に係る甲と乙のリスク分担については、下表のとおりであること。

なお、表中の解釈に関して疑義が生じた場合、及び表中に示していないリスクが生じた場合は、甲と乙の間で協議の上、その解釈及び取扱いを決定することとする。

種 類	内 容	負担者	
		県	指定 管理者
物価又は金利変動	人件費、物品等物価変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県から指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者から業者）によって生じた事由		○
施設火災保険の加入	火災、落雷、爆発などの万一の災害を原因とした利用者への被災保険加入	○	
施設賠償保険の加入	施設の設置・管理運営を原因とする人身・財物事故保険加入		○
施設・設備の修繕	大規模な修繕（50万以上）	○	
	小規模な修繕（50万円未満）		○
資料等の損傷	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

第7 モニタリングの実施

乙による業務が、協定、協定仕様書に沿って適正に行われ、サービスの水準が確保されているかどうかを、指定管理者自らが評価・検証するとともに、甲は乙からの報告や実地調査などにより確認・検証し、必要に応じて、改善の指示や勧告を行い、甲が必要と認める場合は、指定の取消しや業務の停止を行う一連の仕組みを構築し、もって乙による公文書館の管理の適正化を図ることとする。

甲及び乙は、自己の責任と費用により、次のとおりモニタリングを行うこと。

(1) 乙が行う事項

ア 年度計画書の作成、提出（協定第23条）

(ア) 甲が事業実績を評価するに当たり、事業報告書の比較対象となる指標が年度計画書である。年度計画書には次に掲げる事項を記載し、年度ごとに甲と協議の上、前年12月末までに甲に提出し、甲の承認を得なければならないこと。ただし、平成28年度に係る事業計画については、平成28年3月23日までに提出すること。

- a 沖縄県公文書館の管理業務に係る年度計画書（事業計画）（様式第1号）
- b 沖縄県公文書館の管理業務に係る年度計画書（収支計画）（様式第2号）
- c 沖縄県公文書館の管理業務に係る年度計画書（利用者目標）（様式第3号）
- d 前記に掲げるもののほか甲が必要と認める事項

(イ) (ア)の年度計画書に係る甲の承認の基準は、次のいずれにも該当しているものであること。

- a 業務計画が管理の基準、管理運営基本方針等に沿った内容となっていること。
- b 業務計画と収支計画との整合が図られていること。
- c その他承認に当たり必要な事項を満たしていること。

イ 業務記録の作成及び自己評価（協定第24条）

日常又は定期的に行う公文書等の管理、施設の清掃、機械の保守点検、安全対策のほか、施設の利用状況、苦情処理の状況等について、日報、月報等に記録し、併せて自己評価を行うこと。

業務記録は、業務報告書及び毎年度の事業報告書を作成する際に基礎となる資料である。このことを踏まえ、記録すべき項目、様式、評価の方法等は乙が自由に設定すること。

ウ アンケートの実施（協定第25条）

乙が行うアンケートの細目を次のとおり定める。

(ア) 目的 利用者の意見や要望を把握し、今後の業務に反映させてサービス水準の向上に資するため実施するものであること。

(イ) 対象 入館者及び利用普及事業の参加者。

(ウ) 方法 無記名による利用者満足度調査とし、随時行うものとする。調査項目は接客対応、施設・設備、休館日、開館時間、企画内容等が考えられるが、内容、実施方法、実施時期、調査項目等については、乙が自由に設定すること。

(エ) 自己評価の実施

アンケート調査の結果に基づき自己評価を行い、事業報告書とともに甲に提出すること。

エ 業務報告書の提出（協定第26条）

業務報告書は、次に掲げる事項を記載し、翌月10日までに甲に提出すること。

- (ア) 沖縄県公文書館の管理業務に係る業務報告書（利用者状況）（様式第4号）
- (イ) 沖縄県公文書館の管理業務に係る業務報告書（クレーム処理状況）（様式第5号）
- (ウ) 前記に掲げるもののほか甲が必要と認める事項

オ 事業報告書の提出（協定第27条）

協定第27条に定める事業報告書は、次に掲げる事項を記載し、上半期終了後及び年度終了後（指定を取り消されたときは、その日から起算して）30日以内に甲に提出すること。

- (ア) 沖縄県公文書館の管理業務に係る事業報告書（事業実績）（様式第6号）
- (イ) 沖縄県公文書館の管理業務に係る事業報告書（収支結果）（様式第7号）
- (ウ) 沖縄県公文書館の管理業務に係る事業報告書（利用者実績）（様式第8号）
- (エ) 前記に掲げるもののほか甲が必要と認める事項

(2) 甲が行う事項

ア 定期の業務実施状況確認（協定第28条第1号）

甲は、乙が提出したアンケート結果及び業務況報告書に基づき乙の業務の実施状況を確認し、必要があると認めるときは、次の随時の業務確認を行うこと。

イ 随時の業務実施状況確認（協定第28条第2号）

定期の業務確認のほか、事業決算の評価、改善の指示又は勧告を行うときなど甲が必要と認めるときは、随時管理施設に立ち入り、調査を行い、乙に対し説明を求めること。

ウ 事業実績の評価の実施（協定第29条）

甲は、事業報告書に基づき、乙の業務実績を次の項目に沿って、甲が別に定める基準により評価するものであること。なお、毎年度の評価に当たっては、甲は指定管理者制度運用委員会に対し意見等を求めなければならないこと。

- (ア) 県民の公平な利用、サービスの向上、利用促進に関する取組
 - a 県民の公平な利用、サービスの維持・向上について
 - b 施設の利用促進について
- (イ) 経費の節減に対する取組
 - a 指定管理に係る経費について
 - b 経費の節減に向けた努力について
- (ウ) 公文書館の適正な管理の確保に対する取組
 - a 管理の体制について
 - b 管理の実施状況について
 - c 危機管理体制及び情報管理等について

エ 指定管理期間中間年に行う検査

甲は、指定管理期間の中間年において、指定管理業務の中間検査を行うものとする

る。検査においては、管理施設において、各種報告書、財務諸表等の確認、館内施設の立入調査等を行うものとする。また、必要に応じて指定管理者制度運用委員会委員の立会いを求めるものとする。

(4) 改善指示及び改善勧告（協定第30条）

定期若しくは随時の業務実施状況確認又は事業実績の評価に基づき、乙による本業務の実施が協定仕様書等による管理の基準を満たしていない等業務の改善が必要と認められる場合の手続は、次のとおりとすること。

ア 甲は、業務の改善が必要と認められるときは、乙に対し業務の改善に必要な指示を行うものとする。

イ 乙は、アの改善の指示を受けたときは、速やかに業務改善の措置を講じ、その状況及び結果について甲に報告しなければならないこと。

ウ 甲は、イの報告を受けたときは、管理施設への立入調査を行い、乙に対し説明を求めるなどにより乙が講じた改善措置について確認を行うものとする。

エ 甲は、ウの確認により業務改善の措置が不十分か、又は業務の改善が見られないと認められるときは、乙に対し業務の改善に必要な勧告を行うものとする。

オ 乙は、エの勧告を受けたときは、改善の方法及び期限を記載した改善計画書を甲に提出し、甲の承認を得た後、速やかに業務改善の措置を講じ、その状況及び結果について甲に報告しなければならないこと。

カ 甲は、オの報告を受けたときは、管理施設への立入調査を行い、乙に対し説明を求めるなどにより乙が講じた改善措置について確認を行うものとする。

(5) 指定の取消し（協定第43条）

改善勧告によっても改善が見られない場合は、甲は指定期間中でも乙の指定を取り消すことができること。

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直

ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

別紙2

公文書館施設等の管理業務明細

業務名	管理項目	業務内容・仕様・条件等
警備業務	常駐警備	次に掲げる日以外の日（火曜日から金曜日までにあつては午前7時30分から午後9時まで、土曜日から月曜日にあつては午前7時30分から午後6時30分まで） (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 6月23日 常駐人員1人 不審者の排除、出入利用者のチェック、非常時の応急措置、館内外の巡視、駐車場の整理・点検、出退庁時の警報装置の操作
	機械警備	警報機器による防犯、火災巡視及び設備監視
機械設備等の保守管理業務	機械設備保守管理	次に掲げる日以外の日（午前8時30分から午後5時15分まで） (1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 6月23日 常駐人員1人（電気工事士） 電気、機械及び衛生機械設備の運転・保守管理、関係官庁への届出書類の整備、工事関係業者への立会い、外部業者による各種設備の保守点検の際の立会い
	その他の機械設備保守管理	○消防用設備：外観・機能点検（年2回）、総合点検（年1回） ※空調設備、空調自動制御機器、非常用発電装置の保守点検業務及び修繕業務については、適宜定めるものであること。
	昇降機保守点検	2台（油圧式2台） 技術員による定期点検（月1回）
	自家用電気工作物保安管理	電気事業法、電気事業法施行規則に基づく電気工作物の工事、維持及び保安管理
A V 設備・機器保守点検業務	映写機保守点検	16mm/35mm兼用映写機、フィルム電動巻返機、増幅器等の保守点検
	音響・映像装置保守点検	講堂・研修室の音響・映像装置の保守管理
システム保守業務	公文書館資料管理システム保守	システム全般に関する問い合わせ対応、システム障害の対応、システム性能調査、データベース再編成、システム状態・セキュリティ検査等
環境衛生管理業務	清掃業務	次に掲げる日以外の日（午前8時から正午まで）、3人 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 6月23日 日常清掃（拭き掃除、掃き掃除、トイレットペーパー・石けん補給、室内窓ガラス拭き、構内掃き掃除、庭木散水等）

	定期清掃（外面窓ガラス拭き、床面洗淨、カーペット薬液洗淨、芝刈り）
環境衛生管理	空気環境測定、水質検査、残留塩素検査、貯水槽清掃、虫害等駆除
塵芥処理業務	収集回数は、可燃物、不可燃物とも週に2回程度

附録：沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書及び仕様書の一部変更

沖縄県公文書館の管理に関する基本協定書	
平成 29 年 12 月 27 日付	
改正前	改正後
<p>第 4 章 モニタリングの実施 (年度計画書の提出)</p> <p>第 23 条 乙は、<u>毎年 12 月末</u>までに、協定仕様書で定めるところにより、翌年度の本業務に係る年度計画書を作成し、甲と協議し、その承認を得て、甲に提出しなければならない。(後略)</p>	<p>第 4 章 モニタリングの実施 (年度計画書の提出)</p> <p>第 23 条 乙は、<u>毎年 2 月末</u>までに、協定仕様書で定めるところにより、翌年度の本業務に係る年度計画書を作成し、甲と協議し、その承認を得て、甲に提出しなければならない。(後略)</p>
令和元年 10 月 1 日付	
<p>第 2 章 業務の範囲と管理の基準 (甲の承認)</p> <p>第 10 条 乙は、本業務を実施するに当たり次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる規定に定めるところにより、あらかじめ甲の承認を得なければならない。 (1)～(8) (省略) <u>(9) 新設</u></p> <hr/> <hr/> <p>第 5 章 指定管理料 (指定管理料の支払)</p> <p>第 31 条 甲は、乙に対し指定管理料を支払う。 2 甲が乙に対して指定期間中において支払う指定管理料の総額は <u>1,187,560</u> 千円以内の額(消費税及び地方消費税を含む。)とし、各年度の指定管理料の詳細については、年度協定書に定めるものとする。</p> <p>(指定管理料の支払)</p> <p>第 33 条 第 31 条第 2 項の各年度の指定管理料は、当該年度における本業務の実施に要した経費に剰余金が生じた場合の返納又は不足が生じた場合の追加払いは行わないものとする。ただし、乙が第 23 条の年度計画書</p>	<p>第 2 章 業務の範囲と管理の基準 (甲の承認)</p> <p>第 10 条 乙は、本業務を実施するに当たり次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる規定に定めるところにより、あらかじめ甲の承認を得なければならない。 (1)～(8) (省略) <u>(9) 第 8 条第 2 項の規定により協定仕様書第 5 (7) ア清掃業務(芝刈りに限る。)として、除草剤等を使用するとき。</u></p> <p>第 5 章 指定管理料 (指定管理料の支払)</p> <p>第 31 条 甲は、乙に対し指定管理料を支払う。 2 甲が乙に対して指定期間中において支払う指定管理料の総額は <u>1,194,159</u> 千円以内の額(消費税及び地方消費税を含む。)とし、各年度の指定管理料の詳細については、年度協定書に定めるものとする。</p> <p>(指定管理料の支払)</p> <p>第 33 条 第 31 条第 2 項の各年度の指定管理料は、当該年度における本業務の実施に要した経費に剰余金が生じた場合の返納又は不足が生じた場合の追加払いは行わないものとする。ただし、乙が第 23 条の年度計画書</p>

<p>に定めた業務の一部を正当な理由がなく実施しなかったことにより剰余金が生じたことを、甲が第 27 条の事業報告書により確認したときは、当該業務の実施に係る費用相当額を翌年度の指定管理料から減額することができる。</p>	<p>に定めた業務の一部を正当な理由がなく実施しなかったことにより剰余金が生じたことを、甲が第 27 条の事業報告書により確認したときは、当該業務の実施に係る費用相当額を翌年度の指定管理料から減額することができる。</p>
<p>2 新設</p>	<p>2 前項で生じた剰余金の使途については、事</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>前に甲へ報告するとともに、第 27 条で定める事業報告書で実施内容を報告するものとする。</p>
<p>別紙 2 管理物件（第 6 条関係）</p>	<p>別紙 2 管理物件（第 6 条関係）</p>
<p>1 （省略）</p>	<p>1 （省略）</p>
<p>2 物品等</p>	<p>2 物品等</p>
<p>物品については、甲が整備する備品台帳のとおりとし、乙が購入した物品と合わせて管理台帳を作成すること。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>物品については、甲が整備する備品台帳のとおりとし、乙が購入した物品と合わせて管理台帳を作成すること。<u>なお、乙が購入する物品に充てる費用には、指定管理料の過年度剰余金を含むものとする。</u></p>

<p>沖縄県公文書館の管理に関する基本協定にかかる仕様書</p>	
<p>平成 29 年 12 月 27 日付</p>	
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>第 7 モニタリングの実施 （中略） （1）乙が行う事項 ア 年度計画書の作成、提出（協定第 23 条） イ 甲が事業実績を評価するに当たり、事業報告書の比較対象となる指標が年度計画書である。年度計画書には次に掲げる事項を記載し、年度ごとに甲と協議の上、前年 12 月末までに甲に提出し、甲の承認を得なければならないこと。（後略）</p>	<p>第 7 モニタリングの実施 （中略） （1）乙が行う事項 ア 年度計画書の作成、提出（協定第 23 条） イ 甲が事業実績を評価するに当たり、事業報告書の比較対象となる指標が年度計画書である。年度計画書には次に掲げる事項を記載し、年度ごとに甲と協議の上、毎年 2 月末までに甲に提出し、甲の承認を得なければならないこと。（後略）</p>
<p>令和元年 10 月 1 日付</p>	
<p>第 5 施設等の管理に関する基準 公文書館の施設、設備又は物品は、下記の管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施すること。この場合、施設、設備又は物品の保守管理、安全点検は乙が自己の責任</p>	<p>第 5 施設等の管理に関する基準 公文書館の施設、設備又は物品は、下記の管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施すること。この場合、施設、設備又は物品の保守管理、安全点検は乙が自己の責任</p>

と費用で実施すること。

実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。

(業務委託による場合は、委託先が必ず免許等を有している必要があるので、委託契約を締結する前に必ず確認し、契約書にその旨を規定すること。)

(1)～(6) (省略)

(7) 環境衛生管理

ア 清掃業務

イ 環境衛生管理

ウ 塵芥処理業務

※(3)～(7)までの管理業務については、別紙2のとおり。

と費用で実施すること。

実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。

(業務委託による場合は、委託先が必ず免許等を有している必要があるので、委託契約を締結する前に必ず確認し、契約書にその旨を規定すること。)

(1)～(6) (省略)

(7) 環境衛生管理

ア 清掃業務

イ 環境衛生管理

ウ 塵芥処理業務

ただし、乙はアのうち芝刈り業務を行うに当たっては、原則、除草剤は使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、甲と事前に協議を行い、利用者への事前告知や周辺住民等への被害防止対策を講じ、業務日報へ使用状況の記録を行うとともに実施直後に提出する業務報告書により報告を行うものとする。

※(3)～(7)までの管理業務については、別紙2のとおり。

【資料2】

沖縄県公文書館に係る指定管理者制度運用委員会委員名簿

令和2年3月31日現在

辻 雄二(琉球大学教授)

玉城 智子(税理士)

石原 地江(沖縄県中小企業家同友会副代表理事)

宮城 晴美(県内大学非常勤講師)

大城 純市(弁護士)

【資料3】シリーズ別評価選別結果

沖縄県文書

ガイド	シリーズ	選別コード	評価区分	選別結果					
				保存	一部保存	廃棄	計		
行政一般	法律・政令	法律・政令全般	沖縄振興開発計画の策定に関する事	V00004	一部保存	32	18	5	55
		法律相談に関する事	N28012	保存	1			1	
	条例・規則	条例・規則全般	条例、規則その他の重要な規程等の制定及び改廃に関する事	G00062	一部保存	1	1	2	4
		日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票に関する事	T00004	保存			1	1	
	文書・公印	文書・公印全般	知事部局における文書事務の処理に関する事	G00076-03	一部保存	1		16	17
		知事部局以外の県執行機関及び県議会における文書事務の処理に関する事	S28001-01	一部保存			1	1	
	情報公開	情報公開全般	行事の後援等に関する事	N28020	一部保存			8	8
		情報公開及び個人情報保護に関する事	R26002-02	一部保存			5	5	
行政組織	組織・定数	組織・定数全般	県の組織、職制の改廃及び定数管理等に関する事	R00031	一部保存	2	10	4	16
		行政改革に関する計画等の策定、実施及び推進に関する事	G00064-01	一部保存	1	3	2	6	
	庁議	庁議全般	庁議に関する事	W00007	一部保存	1	2		3
		県政運営会議に関する事	N28034	一部保存	4	4		8	
行政不服審査等	附属機関	附属機関全般	附属機関等各種審議会・委員会等委員の任命、審議等に関する事	N28022	一部保存	1	13		14
		行政不服審査に関する事	N28010	保存	16	1		17	
	訴訟等	訴訟等全般	訴訟等事務に関する事	N28002	保存	2			2
		県政に対する請願及び陳情等の処理に関する事	Y00032	一部保存	6	16	3	25	
広報・広聴	広報・広聴全般	広報・広聴全般	県行政の広報活動に関する事	Q29002	一部保存	146		37	183
		県行政の広報・広聴に関する事	N28040	一部保存			2	2	
	陳情・請願	陳情・請願全般	国等への請願、陳情、要請等に関する事	N28023	一部保存	1	4	1	6
		物品調達基金の運営管理に関する事	L00017-01	廃棄			14	14	
財務	収入・支出	収入・支出全般	県税の賦課徴収に関する事	R26003-01	廃棄			10	10
		琉球政府における予算、決算及び出納事務に関する事	N28011	保存	1			1	
	補助金等	補助金等全般	普通会計の予算の調製に関する事	N28014-01	一部保存		4	113	117
		国庫支出金の要請に関する事	N28015	一部保存		4	17	21	
	契約	契約全般	県債の協議、発行及び管理等に関する事	N28016-01	一部保存	1	7		8
		予算執行及び会計事務に関する事	N28017	一部保存		1	76	77	
	財産	財産全般	国庫支出金の執行及び国の会計事務等に関する事	N28018	一部保存	1	3	42	46
		消防費に係る補助金等の交付に関する事	E00038	一部保存			1	1	
	監査、公表	監査、公表全般	国庫支出金の支出負担行為担当官事務に関する事	G00081-02	一部保存			15	15
		土木費に係る補助金等の交付に関する事	G00084-01	一部保存		3	19	22	
	保管金等	保管金等全般	公営住宅事業に係る補助金等の交付に関する事	A26008-01	一部保存		5	19	24
		公共土木施設の災害復旧費に係る補助金等の交付に関する事	J00030	一部保存			8	8	
	人事	人事全般	民生費に係る補助金等の交付に関する事	N00007-01	一部保存		4	13	17
		衛生費に係る補助金等の交付に関する事	N00010-01	一部保存		9	12	21	
	給与	給与全般	農林水産業施設災害復旧に係る災害査定及び補助金交付に関する事	M00005-02	一部保存		1	5	6
		農林水産業費に係る補助金等の交付に関する事	N00005-02	一部保存	22	59		81	
	財産	財産全般	労働費に係る補助金等の交付に関する事	N28006	一部保存		1	3	4
		街路整備に係る国庫補助金等に関する事	K00013	一部保存			1	1	
	契約	契約全般	公共施設等に係る建設工事における入札契約に関する事	G00085-03	一部保存			7	7
		農林水産施設に係る建設工事の検査に関する事	N00006	廃棄			2	2	
	財産	財産全般	公共工事等の発注及び施工の監督・検査に関する事	A28012-01	一部保存	40		143	183
		公有財産の管理に関する事	G00082-04	一部保存	15	4	19	38	
	監査、公表	監査、公表全般	自作農財産の管理に関する事	L00009-01	一部保存			1	1
		法定外公共用財産の管理に関する事	J00033-03	一部保存	5	9	2	16	
	監査、公表	監査、公表全般	財政的援助団体等の監査に関する事	V00006	一部保存			3	3
		監査委員の実施する定期監査に関する事	V00009-01	一部保存	5	1	32	38	
	監査、公表	監査、公表全般	会計検査院の実施する会計検査に関する事	Y27005	一部保存		15	15	30
		外部監査に関する事	Y27001	一部保存			1	1	
	人事	人事全般	歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事	L00018	廃棄			1	1
		沖縄県組織に属する職員の仕事引継ぎに関する事	G00074	一部保存		1		1	
	給与	給与全般	知事部局の職員及び特別職の人事に関する事	N28008	一部保存		3	16	19
		団体役員就任承認に関する事	N28009	廃棄			2	2	
市町村	市町村行政	市町村行政全般	知事部局職員の給与及び退職手当に関する事	G00073-02	一部保存			4	4
		市町村等の公務員制度に係る調査、報告に関する事	R00008	廃棄			10	10	
	市町村財政	市町村財政全般	市町村の廃置分合及び行政区画・名称の設定に関する事	R00012	保存	3			3
		沖縄振興拡大会議(旧 県・市町村行政連絡会議)に関する事	E27013	一部保存		1		1	
	市町村税制	市町村税制全般	市町村地方交付税の算定及び交付に関する事	R00006-01	一部保存	7	3	25	35
		市町村地方債の起債等の同意(許可)に関する事	R00011-01	一部保存	1			1	
	住居・人口等	住居・人口等全般	市町村等の財政状況に係る調査、報告に関する事	R00007	廃棄		2	12	14
		基地交付金及び調整交付金に関する事	R00047-01	保存		1		1	
	地域振興	地域振興全般	沖縄県市町村振興資金貸付基金の貸付に関する事	R00048	一部保存	1			1
		国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事	S28007	廃棄		1	2	3	
	離島振興	離島振興全般	市町村税に係る市町村支援及び課税、徴収実績等の調査報告に関する事	R00009	一部保存			1	1
		固定資産の評価及び価格等の決定並びに固定資産関連税の調査報告に関する事	R00010-02	一部保存		2	5	7	
公益法人	公益法人全般	公益法人全般	住民基本台帳に係る調査、人口報告に関する事	R00023	廃棄			1	1
		市町村の住居表示整備の支援事務に関する事	R00026	保存	1			1	
国際交流等	国際交流全般	国際交流全般	ふるさと創生関連事業に関する事	R00015	保存			3	3
		地域活性化交付金に関する事	M25018	一部保存		1	2	3	
	統計・調査	統計・調査全般	石油製品輸送等補助事業に関する事	R00021-01	保存	1			1
		公益法人等の設立等の許認可及び指導監督に関する事	R00029-04	一部保存	4	4	13	21	
	情報化推進	情報化推進全般	国の栄典制度及び知事表彰に関する事	G00034	一部保存	2	6	5	13
		一般旅券の交付手続に関する事	J00011-01	廃棄			19	19	
	情報化推進	情報化推進全般	九州青年の船等及び他都道府県青年の船等受け入れに関する事	V00012	一部保存	6			6
		九州・沖縄サミット首脳会合(G8サミット2000)に関する事	N28037	一部保存		2	2	4	
	統計・調査	統計・調査全般	「世界のウチナーンチュ大会」の総合的企画、調整及び実施に関する事	S30002	一部保存			1	1
		統計主官課の統計調査に関する事	T00009-01	一部保存	1		23	24	
	情報化推進	情報化推進全般	総合行政情報通信ネットワークに関する事	M25004	廃棄			1	1

祭典	海邦国体	海邦国体及びびかりゆし大会の総合的企画及び調整並びに実施に関する事	J00059	一部保存		1	1	2				
		海洋博	沖縄国際海洋博に関する誘致活動、用地取得、跡地対策及び県民運動等に関する事	J00055	一部保存	10	5	15				
	県議会	県議会全般	県議会に関する事	Y26001	一部保存	12	51	13	76			
		知事会等	三者連絡協議会に関する事	N28026	保存		1	1				
	総合調整	基地対策	国内外の地方自治体との連絡協議会、会合、サミット等に関する事	N28035	一部保存	1	5	1	7			
			琉球政府における米軍基地対策に関する事	N28029	保存	4			4			
			軍用地の返還、整理縮小、跡利用に関する事	N28030	一部保存		2	3	5			
		重点施策	基地対策に関する事	N28031	一部保存	233	37	30	300			
			重点施策、知事の基本施策、主要施策等に関する事	N28033	一部保存	4	15	11	30			
			国会調査団等の調査対応に関する事	N28036	一部保存	2	1	2	5			
	選挙	選挙関係事務	選挙管理委員会が実施する常時啓発事業に係る映像資料	Q29003	廃棄			34	34			
	社会資本	社会資本全般	工事等の積算基準及び公共事業労務費調査に関する事	S28004	一部保存			8	8			
			土地利用	土地利用全般	土地等の取用又は使用に係る裁決に関する事	J00035-01	一部保存	6	2		8	
					未買収道路用地の補償に関する事	J00032	保存	1			1	
					地籍調査に関する事	E00064-02	保存	1	1		2	
公有水面埋立の免許及び竣功認可に関する事					Y00016-03	保存	19	2		21		
土地取引規制及び土地取引届出等に関する事					R00034-01	一部保存				2	2	
公払法に基づく土地の先買い制度に関する事					S28008	廃棄				1	1	
不動産鑑定業の登録及び監督等に関する事					S28009	廃棄				2	2	
国土調査法19条5項指定及び公共測量に関する事					S28010	一部保存				1	1	
都市基盤					都市計画	開発行為及び建築行為の許可等に関する事	K00003	一部保存	7	13	59	79
						都市計画の策定に関する事	K00015	一部保存	3			3
交通基盤			道路	都市公園区域内における規制の評価等に関する事	K00016	一部保存			1	1		
				建築基準法に基づく建築物の建築許可及び認定等に関する事	R00043-01	一部保存		1		1		
				土地区画整理事業に関する事	K00019-01	一部保存	3	4	2	9		
防災基盤			河川	道路整備に関する事	M00002-02	一部保存			3	3		
	建築基準法に規定される道路位置指定等に関する事	S00037-01		保存	2			2				
生活基盤	水道	港湾の管理運営に関する事	L00001-01	一部保存		3		3				
		港湾整備事業に係る工事の施工に関する事	L00011-01	一部保存			1	1				
生活基盤	住宅	海岸保全区域等の占用許可、工事の承認等その他海岸管理に関する事	J00037-01	一部保存		2		2				
		河川区域等及び河川管理施設の管理に関する事	J00019-02	一部保存	1	15		16				
産業振興	農業・農村	土地改良	水需給動態調査に関する事	R00025	保存	1	1	2				
			琉球水道公社の水道事業に関する事	N28013	保存			1	1			
			地域特別分譲住宅制度(地域優良分譲住宅制度)の利子補給に関する事	A26006	廃棄				1	1		
			県営および琉球政府営の土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償に関する事	Y00011-01	保存	3			3			
			沖縄県及び琉球政府における土地改良財産の管理及び処分に関する事	Y00013-04	保存	10	1		11			
			土地改良事業に伴う換地計画の策定または認可に関する事	N00004-02	保存	3	1		4			
		農地	農業	土地改良事業の計画決定及び施行認可に関する事	Y00042-02	一部保存	63		2	65		
				土地改良区等の検査に関する事	A28011	廃棄			1	1		
				農地の転用及び権利移動の許可に関する事	K00001	一部保存				1	1	
		畜産	農業	農業振興地域の整備に関する事	M00006-02	一部保存	6	2	3	11		
				バイナップルかん詰検査及び制限適用除外申請承認に関する事	V00001	廃棄			1	1		
				沖縄農業構造改善事業に関する事	M00007-01	一部保存		2		2		
		流通加工	漁業	農業協同組合等の法人設置の認可、検査等に関する事	R00032	一部保存			4	4		
				農林水産業に係る協同組合検査に関する事	A28010	一部保存			7	7		
				家畜商の免許に関する事	M00033	一部保存			2	2		
水産資源	漁業	農業改良資金の貸付けに関する事	L00010	廃棄			4	4				
		農業近代化資金の利子補給の承認に関する事	G00059-01	廃棄			5	5				
		沖縄振興開発金融公庫農業資金の貸付に関する事	L00015-01	廃棄			4	4				
林業	森林	食品表示の適正化に関する事	M25019	一部保存			1	1				
		野菜価格安定対策事業に関する事	M25008	一部保存			1	1				
		漁港区域等及び漁港の維持管理に関する事	L00007-02	一部保存			1	1				
商工業	商工会	漁船の建造調整、登録管理及び検認に関する事	J00002-01	廃棄			9	9				
		漁業近代化資金の利子補給の承認に関する事	E27005	廃棄			2	2				
		沖縄振興開発金融公庫水産制度資金貸付の適格認定に関する事	T00014	廃棄			1	1				
産業振興	建設業	漁場計画の策定及び漁業権免許に関する事	J00057	保存	2	1		3				
		知事許可漁業の許可に関する事	J00046	一部保存		2	3	5				
		林地開発行為の許可又は同意に関する事	P00004-02	保存	1			1				
安全・防災	防火防炎	商工業	商工会等の指導・監督及び補助事業に関する事	S00009-1	一部保存			1				
		中小企業	産業まつり及び県産品使用奨励事業等の実施に関する事	S00036-1	一部保存	1	4	5				
		伝統工芸	中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の指導・監督、補助事業に関する事	N28001	一部保存	1	2	3				
社会保障	社会福祉	伝統工芸製品(染織物)の検査実績報告に関する事	S00021	廃棄			6	6				
		補助金等	伝統工芸製品(染織物)の検査及び表示等に関する事	N28039	一部保存			1	1			
		融資・助成	商工費に係る補助金等の交付に関する事	N28005	一部保存	2	5	13	20			
産業振興	建設業	伝統工芸産業の振興事業に係る補助金の交付事務に関する事	S00022	一部保存		1		1				
		石油貯蔵施設立地対策等交付金に関する事	V00007	一部保存		4		4				
		小規模企業者等設備導入資金の貸付けに関する事	L00012-01	一部保存			5	5				
産業振興	建設業	建設機械抵当法に基づく建設機械の打刻及び検認に関する事	S28006	廃棄			3	3				
		建築士	建築士及び建築士事務所の指導監督に関する事	M00035-01	廃棄			1	1			
		宅地建物取引業	宅地建物取引業免許及び宅地建物取引士資格登録に関する事	K00004-03	廃棄			11	11			
安全・防災	防火防炎	砂利採取	砂利採取業の登録及び採取計画の認可その他の砂利採取行政に関する事	J00024-03	一部保存	1		1				
		鉱業	鉱業権の設定に係る協議に関する事	S00033-01	一部保存		1	1				
		火災予防	危険物製造所等の設置許可及び検査等に関する事	E00045-01	一部保存	1		1				
産業振興	建設業	水防	水防事務に関する事	V00003	一部保存		1	1				
		交通安全	交通安全対策、交通事故被害者対策事業に関する事	R00022	一部保存	3	1	4				
		産業保安	高圧ガスの製造許可等の保安規制に関する事	Y19003-02	一部保存	7	1	11	19			
社会保障	社会福祉	火薬類の取締に関する事	Y19004-01	廃棄			1	1				
		電気工事業者の登録及び監督に関する事	H00016	一部保存			2	2				
		電気工事士の免状交付及び交付資格の認定に関する事	E00032	廃棄			2	2				
社会保障	社会福祉	厚生労働統計に関する事	G00017	廃棄			27	27				
		児童福祉	公益福祉資金の補助金、貸付け等に係る県の意見書交付等の事務に関する事	R00039	廃棄			1	1			
		児童福祉施設	児童福祉施設の設置認可等に関する事	F00034-01	一部保存	1		1	2			
社会保障	社会福祉	児童扶養手当	児童扶養手当の認定等に関する事	J00012-02	廃棄			55	55			

【資料4】視察・見学者の内訳

件数	利用月日	視察見学者名	人数 (人)
1	4月16日	沖縄県職員（総務統括監ほか）	4
2	5月13日	新石川県立図書館担当職員	2
3	6月5日	個人	1
4	6月12日	北谷町公文書館	2
5	6月13日	沖縄国際大学 平和学ゼミ	15
6	6月18日	個人	2
7	6月19日	沖縄国際大学 歴史学ゼミ	13
8	6月20日	宇小祿婦人部会	29
9	7月10日	個人	1
10	7月11日	新川ひまわり会	32
11	8月9日	個人	1
12	8月14日	夏休み子ども見学会①	4
13	8月14日	国立公文書館職員	2
14	8月22日	沖縄県庁インターン生	2
15	8月22日	夏休み子ども見学会②	2
16	8月28日	沖縄国際大学 歴史学ゼミ生	1
17	9月3日	地域密着型複合施設 百穂苑	15
18	9月13日	茨城県水戸土木事務所 弘道館職員	1
19	10月8日	南風原町立北丘小学校5年生	50
20	10月16日	北中城村字渡口みやらびに一せー会	16
21	10月17日	25期かりゆし長寿大学校地域文化クラス	13
22	10月31日	中国第一歴史档案館職員	5
23	11月6日	宜野座区老人クラブ	80
24	11月7日	名桜大学附属図書館	3
25	11月13日	中城村教友会	20
26	11月14日	沖縄国際大学経済学部地域環境政策学科	21
27	11月26日	糸満市西区地域デイサービス	18
28	11月27日	兵庫県議員	1
29	1月17日	高知県総務部文書情報課職員	1
30	1月22日	中国東北師範大学	5
31	1月29日	旧海軍司令部壕事業所	2
32	2月18日	サントリー文化財団助成研究プロジェクト研究員	2
33	2月18日	デイサービス くばごころ	7
34	2月27日	かりゆし長寿大学校28期	15
35	3月25日	防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室	1

合計 389

沖縄県公文書館年報 第22号 平成31年度

発行年月日 2020年(令和2)6月30日

編集／発行 沖縄県公文書館指定管理者

公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理課

〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川 148-3

TEL:098(888)3875 FAX:098(888)3879

ホームページ <https://www.archives.pref.okinawa.jp>